

## リース契約開始前約款

### 第1条（定義）

1. 契約書兼契約内容確認書（以下「契約確認書」という）に記載のお客様を「お客様」という。
2. 契約確認書に記載の販売店を「会社」という。
3. 契約確認書に記載の代理店を「代理店」という。
4. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、契約確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
  - ①複写機
  - ②複合機
  - ③LED照明
  - ④空調機器
  - ⑤電子ブレーカー
  - ⑥ビジネスフォン
  - ⑦前6号の他、会社が認める商品
  - ⑧前各号の付属品

### 第2条（適用範囲）

本約款は、お客様が会社及び代理店を介して契約物件に関するリース契約をリース会社に申込み、会社がお客様に契約物件を提供する業務及びこれに付随する業務に適用するものとする。

### 第3条（審査）

お客様は、会社及びリース会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、リース契約を利用できるものとする。

### 第4条（納入・設置・移設）

1. 会社は、契約確認書若しくは契約物件一覧表に記載の設置場所（以下「設置場所」という）に契約物件を納入・設置するものとする。
2. お客様が、契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社及びリース会社の承諾を得るものとし、会社又は会社の指定するサービス技術者の立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担にて行うものとする。
3. 契約物件の移設によって、会社及び第三者に損害を及ぼした場合、お客様はその損害を賠償するものとする。
4. 会社は、納入・設置後といえども、お客様の責に帰すべき事由により会社に損害が生じる場合又はそのおそれがある場合には、お客様の同意を得ることなく契約物件を移設若しくは撤去する等の行為を行うことができるものとする。

### 第5条（検査）

1. お客様は、会社が契約物件を納入・設置したときより7日以内（以下「検査期間」という）に契約物件の検査を行い、その合格又は不合格について会社に対し通知するものとし、検査合格をもって検査終了とする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を会社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。
3. 契約物件が本条第1項の検査に不合格であったときは、お客様と会社が協議により決定した合理的期間内に、会社は契約物件の修理又は交換を行うものとする。

### 第6条（所有権の移転）

契約物件の所有権は、リース契約の手続が完了するまで会社が有するものとし、リース契約の手続完了後に会社からリース会社に移転するものとする。

### 第7条（リース料金）

1. 契約物件のリース料金は契約確認書に記載の金額とし、お客様はリース契約の定めに従い、リース会社に対して支払うものとする。
2. リース料金の支払条件の変更は、お客様とリース会社との協議により定めるものとする。

### 第8条（第三者委託）

会社は、会社の指定する第三者に、本約款に基づく契約物件の納入・設置の業務を委託することができるものとする。

### 第9条（危険負担）

納入・設置前に契約物件の滅失又は毀損が生じた場合、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、会社が危険を負担するものとし、納入・設置後に生じた滅失又は毀損については、会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

### 第10条（瑕疵担保責任）

会社は、契約物件の隠れた瑕疵に関しては、その発生の時期に関わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

### 第11条（修繕、保守）

お客様は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。  
また、お客様の責任と負担で契約物件の点検整備を行うものとし、契約物件が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。

### 第12条（責任の制限）

会社及び代理店は、契約物件の使用によりお客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害（特別損害を含む）について責任を負わないものとする。

### 第13条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、会社が本約款に基づく債務の全部又は一部を履行できない場合であっても、会社はその責任を負わないものとする。

### 第14条（利用目的）

お客様は、契約物件を自己の事業において継続的に利用するために本約款に基づく契約を締結していることを確認する。

### 第15条（合意管轄）

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

### 第16条（信義誠実の原則）

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし当事者協議の上解決するものとする。

以上

## クレジット契約開始前売買契約約款

第1条（定義） 1. 契約書兼契約内容確認書（以下「契約確認書」という）に記載のお客様を「お客様」という。

2. 契約確認書に記載の販売店を「会社」という。

3. 契約確認書に記載の代理店を「代理店」という。

4. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、契約確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。

- ①複写機
- ②複合機
- ③LED照明
- ④空調機器
- ⑤電子ブレーカー
- ⑥ビジネスフォン
- ⑦前2号の他、会社が認める商品
- ⑧前各号の付属品

### 第2条（適用範囲）

本約款は、会社がお客様に契約物件を売り渡し、お客様が契約物件を買った上で、お客様が会社を介して契約物件に関するクレジット契約をクレジット会社に申込み際に発生する業務及びこれに付随する業務に適用するものとする。

### 第3条（審査）

お客様は、会社及びクレジット会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、クレジット契約を利用できるものとする。

### 第4条（売買）

会社は、契約物件をお客様に売り渡し、お客様はこれを買受けるものとする。

### 第5条（納入・設置・移設）

1. お客様が第3条の審査に合格した場合、会社は、契約確認書若しくは契約物件一覧表に記載の設置場所（以下「設置場所」という）に契約物件を納入・設置するものとする。
2. お客様は、契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社へ連絡するものとし、会社又は会社の指定するサービス技術者の立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担にて行うものとする。
3. 会社は、納入・設置後といえども、お客様の責に帰すべき事由により会社に損害が生じる場合又はそのおそれがある場合には、お客様の同意を得ることなく契約物件を移設若しくは撤去する等の行為を行うことができるものとする。

### 第6条（検査）

1. お客様は、会社が契約物件を納入・設置したときより7日以内（以下「検査期間」という）に契約物件の検査を行い、その合格又は不合格について会社に対し通知するものとし、検査合格をもって検査終了とする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を会社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。
3. 契約物件が本条第1項の検査に不合格であったときは、お客様と会社が協議により決定した合理的期間内に、会社は契約物件の修理又は交換を行うものとする。

### 第7条（所有権の移転）

契約物件の所有権は、契約物件のクレジット契約の手續が完了し、お客様がクレジット会社に対し、契約物件の代金全額を支払った時点をもって、お客様に移転するものとする。

### 第8条（クレジット代金）

1. 契約物件のクレジット代金は契約確認書に記載の金額とし、お客様はクレジット契約の定めに従い、クレジット会社に対して支払うものとする。
2. クレジット代金の支払条件の変更は、お客様とクレジット会社との協議により定めるものとする。

### 第9条（第三者委託）

会社は、会社の指定する第三者に、本約款に基づく契約物件の納入・設置の業務を委託することができるものとする。

### 第10条（危険負担）

納入・設置前に契約物件の滅失又は毀損が生じた場合、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、会社が危険を負担するものとし、納入・設置後に生じた滅失又は毀損については、会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

### 第11条（瑕疵担保責任）

会社は、契約物件の隠れた瑕疵に関しては、その発生の時期に関わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

### 第12条（修繕、保守）

お客様は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。また、お客様の責任と負担で契約物件の点検整備を行うものとし、契約物件が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。

### 第13条（責任の制限）

会社及び代理店は、契約物件の使用によりお客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害（特別損害を含む）について責任を負わないものとする。

### 第14条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力によ 会社が本約款に基づく債務の全部又は一部を履行できない場合であっても、会社は一切の責任を負わないものとする。

### 第15条（利用目的）

お客様は、契約物件を自己の事業において継続的に利用するために本約款に 基づく契約を締結していることを確認する。

### 第16条（合意管轄）

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判 所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

### 第17条（信義誠実の原則）

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義を生じた場合には、信義誠実 を旨とし当事者協議の上解決するものとする。

第1条（定義）

1. 契約書兼契約内容確認書（以下「契約確認書」という）に記載のお客様を「お客様」という。
2. 契約確認書に記載の販売店を「会社」という。
3. 契約確認書に記載の代理店を「代理店」という。
4. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、契約確認書に記載の契約物件 を「契約物件」という。
  - ①複写機
  - ②複合機
  - ③LED照明
  - ④空調機器
  - ⑤電子ブレーカー
  - ⑥ビジネスフォン
  - ⑦前2号の他、会社が認める商品
  - ⑧前各号の付属品

第2条（適用範囲）

本約款は、会社がお客様に契約物件を売り渡し、お客様が契約物件を買い受ける契約（以下「売買契約」という）及びこれに付随する業務に適用する。

第3条（審査）

お客様は、会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、契約物件を買い受けることができるものとする。

第4条（売買）

会社は、契約物件をお客様に売り渡し、お客様はこれを買受けるものとする。

第5条（納入・設置・移設）

1. お客様が第3条の審査に合格した場合、会社は、契約確認書若しくは契約物件一覧表に記載の設置場所（以下「設置場所」という。）に契約物件を納入・設置するものとする。
2. お客様は、契約物件を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社へ連絡するものとし、会社又は会社の指定するサービス技術者の立ち会いのもと、お客様が自己の費用負担にて行うものとする。
3. 会社は、納入・設置後といえども、お客様の責に帰すべき事由により会社に損害が生じる場合又はそのおそれがある場合には、お客様の同意を得ることなく契約物件を移設若しくは撤去する等の行為を行うことができるものとする。

第6条（検査）

1. お客様は、会社が契約物件を納入・設置したときより7日以内（以下「検査期間」という）に契約物件の検査を行い、その合格又は不合格について会社に対し通知するものとし、検査合格をもって検査終了とする。
2. お客様が検査期間内に検査結果を会社に対し通知しなかったときは、検査に合格したものとみなすものとする。
3. 契約物件が本条第1項の検査に不合格であったときは、お客様と会社が協議により決定した合理的期間内に、会社は契約物件の修理又は交換を行うものとする。

第7条（所有権の移転）

契約物件の所有権は、契約物件がお客様に対して納品され、かつ、契約物件の代金全額がお客様から会社に対して支払われた時点をもって、会社からお客様に移転するものとする。

第8条（契約物件の代金）

契約物件の代金は契約確認書に記載の金額とし、お客様は会社の指定する方法に従って契約物件代金を会社に対して支払うものとする。

第9条（遅延損害金）

会社は、お客様が契約物件の代金の支払を遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

第10条（第三者委託）

会社は、会社の指定する第三者に、本約款に基づく契約物件の納入・設置の業務を委託することができるものとする。  
尚、会社は、売買契約に基づく料金の請求業務を株式会社まるトクに対して委託するものとする。

第11条（危険負担）

納入・設置前に契約物件の滅失又は毀損が生じた場合、お客様の責めに帰すべき事由による場合を除き、会社が危険を負担するものとし、納入・設置後に生じた滅失又は毀損については、会社の責めに帰すべき事由による場合を除き、お客様が危険を負担するものとする。

第12条（瑕疵担保責任）

会社は、契約物件の隠れた瑕疵に関しては、その発生の時期に関わらず、一切の損害賠償責任を負わないものとする。

第13条（契約の解除）

会社は、お客様が本約款の条項に違反したとき又は契約物件の代金の支払を遅延したときは、何らの通知催告を要せず直ちに売買契約を解除し、会社が被った損害の賠償を請求できるものとする。

第14条（修繕、保守）

お客様は、契約物件を善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとする。また、お客様の責任と負担で契約物件の点検整備を行うものとし、契約物件が損傷を受けたときは、その原因の如何を問わずお客様の責任と負担により修繕、修復を行うものとする。

第15条（責任の制限）

会社及び代理店は、契約物件の使用により、お客様又は第三者が被った直接的又は間接的な一切の損害（特別損害を含む）について責任を負わないものとする。

第16条（不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、政府の行為その他の不可抗力により、会社が本約款に基づく債務の全部又は一部を履行できない場合であっても、会社は一切の責任を負わないものとする。

第17条（利用目的）

お客様は、契約物件を自己の事業に継続的に利用するために本約款に基づく契約を締結していることを確認する。

第18条（合意管轄）

本約款に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第19条（信義誠実の原則）

本約款に規定なき事項及び本約款の解釈に疑義が生じた場合には、信義誠実を旨とし当事者協議の上解決するものとする。

## コピーキットサービスシステム契約約款

### 第1条 (定義)

1. 契約書兼契約内容確認書（以下「契約確認書」という）に記載のお客様を「お「客様」という。
2. 契約確認書に記載の販売店を「会社」という。
3. 以下の各号に定めるいずれかの商品のうち、契約確認書に記載の契約物件 を「契約物件」という
  - ①複写機
  - ②複合機
  - ③前2号の他、会社が認める商品
  - ④前各号の付属品
4. お客様が会社からトナー、消耗品等（コピー用紙を除く。以下「コピーキット」 という）の提供を受け、  
会社がお客様に対して契約物件の保守サービスを提供するコピーキットサービスシステムを「本サービス」という。

### 第2条 (適用範囲)

本約款は、会社がお客様に提供する本サービス及びこれに付随する業務に適用するものとする。

### 第3条 (約款内容の変更)

会社は、お客様の承諾を得ることなく、本約款を変更することができるものとする。

### 第4条 (有効期間)

1. 本サービスに関する契約（以下「本サービス契約」という）の有効期間は、契約物件の設置日の属する月の翌月から起算して72ヶ月間とする。
2. 前項に定める有効期間については、有効期間満了日の60日以上前にお客様又は会社のいずれからも書面による別段の意思表示がない場合、  
有効期間満了日の翌日から24ヶ月間に限り延長されるものとする。
3. 前2項の有効期間中に、機械の廃棄、下取り処分その他会社の責によらざる 事由により、本サービスの継続が不可能となった場合、前2項の定めに関わらず、  
本サービス契約はその時点で終了するものとする。

### 第5条 (中途解約)

会社は、お客様に対して書面を以て通知することにより、本サービス契約を終了することができるものとする。

### 第6条 (審査)

お客様は、会社所定の審査により適当と判断された場合に限り、本サービスを利用できるものとする。

### 第7条 (コピーキット)

1. お客様は、緊急を要する場合等の会社が必要と認める場合を除き、コピーキットをメンテナンス料金表若しくは契約物件一覧表に記載の金額  
（以下「コピーキット料金」という）にて、会社から購入するものとする。
2. お客様が会社以外の者から提供を受けたコピーキットを使用したことに起因する契約物件の故障について、会社は一切の責任を負わないものとする。

### 第8条 (コピー用紙の提供)

1. コピーキット料金にコピー用紙の料金が含まれている場合、会社は、会社がお客様に既に提供したコピー用紙の総数及びコピーキットの使用枚数を勘案の上、  
コピー用紙をお客様に提供するものとする。但し、コピーキット料金にコピー用紙の料金が含まれていない場合、  
お客様は会社が指定する方法に基づき会社から購入するものとする。
2. 会社は、会社がお客様に提供したコピー用紙の総数が、コピーキットの使用 枚数を超えた場合には、コピー用紙の提供を停止するものとする。  
但し、会社が 別途認めた場合はこの限りではない。
3. 会社がお客様に提供するコピー用紙の種類は、標準用紙（白）とし、用紙サイズはB5・A4・B4・A3の4サイズに限るものとする。  
但し、契約物件がA3サイズに 対応していない機種である場合、会社はお客様に対してA3サイズのコピー用紙を提供しないものとする。

### 第9条 (コピー用紙提供の停止)

次の各号のいずれかに該当した場合、若しくは該当したと会社が判断した場合、  
会社は、お客様に対して何等の通知催告を要することなくコピー用紙の提供を停止することができるものとする。

- ①お客様が会社より提供されたコピー用紙を第三者に売却又は無償譲渡したとき。
- ②お客様が会社より提供されたコピー用紙を、会社以外の者から導入した複写機・FAX・印刷機など契約物件以外の機器に流用したとき。
- ③お客様にコピー用紙の不正使用の疑いがあるとき。
- ④お客様が会社以外の者より契約物件に代わる物件を導入する等の事由により契約物件の使用を中止したとき。
- ⑤お客様がコピーキット料金、その他の会社に対する支払を遅延したとき。
- ⑥お客様と会社との間で締結された契約に基づき、会社が本サービスの提供を停止したとき。
- ⑦本サービス契約が解約又は解除されたとき。
- ⑧その他、会社が必要と認めたとき。

### 第10条 (コピー用紙の提供にかかる損害賠償)

前条各号のいずれかに該当し、会社に損害が発生した場合、お客様は会社の 被った損害を賠償するものとする。

### 第11条 (感光ドラム等の取扱)

1. 感光ドラム及びデベロッパ（以下「感光ドラム等」という）の所有権は、会社又は会社が本サービスを委託する委託先に帰属し、  
会社はお客様に感光ドラム等を貸与するものとする。
2. お客様は、感光ドラム等を善良なる管理者の注意をもって管理、使用し、契約物件以外の複写機又は複合機に転用してはならないものとする。
3. お客様が前項に違反して感光ドラム等を損傷、転用又は紛失等した場合、お客様は会社が被った損害を賠償するものとする。
4. 本サービス契約の有効期間が満了した場合、本サービス契約が解除若しくは解約された場合、又はお客様が契約物件の処分（廃棄・下取り・売却等）を希望する場合、  
お客様は会社に対し、事前に書面にて通知し、直ちに感光ドラム等 を返還するものとする。 第12条（感光ドラム等の使用料） 感光ドラム等の使用料は、  
コピーキット料金に含まれるものとする。また、感光ドラム等のメンテナンス部品代、会社の出張費及び技術費等も同様とする。

### 第13条 (保守サービス)

1. 会社は、お客様に対して契約物件の保守に関する以下のサービス（以下「保守サービス」という）を提供するものとする。
  - ①契約物件設置時における、契約物件の取扱に関する適切な指導。
  - ②契約物件の点検、修理、清掃、必要に応じた部品の交換。（但し、お客様の要請 に基づき、会社が認めた場合に限る。）
2. お客様は、契約物件の取扱責任者を定め、会社にその者の氏名、連絡先を 通知するものとする。また、取扱責任者を変更した場合も同様とする。
3. 本条第1項の点検又は修理時に契約物件の部品を交換した場合、取り外した 部品の所有権は、会社が本サービスを委託する委託先に帰属するものとする。
4. 会社は、契約確認書若しくは契約物件一覧表に記載の設置場所（以下「設置 場所」という）にて保守サービスを提供するものとする。  
なお、お客様が契約物件 を設置場所以外に移設する場合には、事前に会社に連絡するものとし、  
この場合、会社又は会社の指定するサービス技術者立ち会いはの とも、お客様が自己の 費用負担で行うものとする。
5. 保守サービスは、会社の就業時間内に限り行われるものとする。

### 第14条 (保守サービス料金)

1. 保守サービスの料金は、コピーキット料金に含まれるものとする。
2. お客様は、当社に対して、コピーキット料金とは別途当社が定める各種料金（次条にて定める別途料金を含むがこれに限られない。）を支払うことで、  
前条に 定める保守サービス以外のサービス（保守サービスの対象が契約物件以外の場合、並びに保守サービスの内容が前条第1項の定めには属さない場合も含みます。）  
受けることができるものとする。

#### 第15条（別途料金）

1. 会社は、前条に関わらず、以下の事由に起因する契約物件の故障の修理については、別途料金を請求できるものとし、又、お客様の責に帰すべき事由により契約物件の破損、滅失が著しい場合は、保守サービスの提供を中止できるものとする。
  - ①お客様の不注意若しくは誤用、又は不十分な電源若しくは特殊な環境下での使用等、お客様の責に帰すべき事由に起因して生じた故障。
  - ②天災地変その他これに類する災害による故障。
  - ③会社以外の者又は会社が指定する第三者以外の者による改造、分解又は修理等に起因して生じた故障。
  - ④お客様が会社以外の者から提供を受けたコピーキット、コピー用紙等の消耗品を使用したことに起因して生じた故障。
  - ⑤お客様が会社に無断で契約物件を移設したことに起因して生じた故障。
2. お客様の要請に基づき、会社が契約物件を移設又は撤去する場合、会社はこれに要した費用の実費相当額を別途お客様に請求することができるものとする。
3. 契約物件が離島及びこれに準ずる遠隔地に設置されている場合、会社は会社の規定に基づく出張費を、お客様に請求することができるものとする。
4. 第13条第5項に関わらず、お客様のやむを得ない事情により、会社の就業時間外に保守サービスを実施した場合、会社は会社所定の別途料金をお客様に請求することができるものとする。

#### 第16条（保守サービスの停止）

次の各号のいずれかに該当したと会社が認めるときは、会社は何等の通知催告を行うことなく保守サービスの提供を停止することができるものとする。

- ①お客様が、会社以外の者より契約物件に代わる物件を導入する等の事由により契約物件の使用を中止したとき。
- ②お客様が会社から提供を受けたコピーキット以外を使用したとき。
- ③お客様がコピーキット料金若しくは会社に対する支払を遅延したとき。
- ④その他、会社が必要と認めるとき。

#### 第17条（支払い）

1. お客様は、会社の請求に基づき、コピーキット料金を会社が指定する日までに支払うものとする。尚、振込手数料は、お客様の負担とする。
2. お客様が会社の委託金融機関の預金口座振替による支払を選択した場合は、会社が指定する日（該当日が金融機関の休業日である場合は、直後の営業日とする。）を支払日とする。
3. お客様がクレジットカードによる支払を選択した場合は、クレジットカード会社が指定する日を支払日とする。
4. お客様は、コピーキット料金の支払において、消費税等相当額を加えて会社に支払うものとする。
5. 前4項のお客様の支払債務が完全に履行されるまで、コピーキットの所有権は、会社が本サービスを委託する委託先が留保するものとする。
6. 会社は、お客様に対して30日前までに書面によって通知することにより、コピーキット料金を改定することができるものとする。
7. 正当な事由に基づき、会社がお客様に対し訪問集金を行った場合、お客様は、会社が訪問集金のために要した交通費等の一切の金額を支払うものとする。

#### 第18条（コピーキット料金の支払方法の変更）

1. お客様が、コピーキット料金の支払方法の変更を希望する場合、以下の手続によるものとする。
  - ①お客様は変更希望日の3ヶ月前までにその旨を会社に書面により通知するものとする。
  - ②お客様及び会社は、変更希望日までに別途支払方法の変更に関する契約を締結するものとする。
  - ③お客様は前号の契約締結後、会社に対して変更手数料を遅滞なく支払うものとする。
2. 前項による変更は、会社がその可否について判断した上で行うものとする。

#### 第19条（第三者委託）

会社は、本サービスの提供および請求業務を第三者に委託することができるものとする。

#### 第20条（遅延損害金）

会社は、お客様が本サービス契約に基づく債務の支払を遅延したときは、お客様に対し支払期日の翌日から完済に至るまで1年を365日とする年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとする。

#### 第21条（反社会的勢力との取引排除）

1. お客様は、以下の各号について表明および保証し、かつ将来に亘ってもこれらを遵守することを誓約する。
  - ①お客様またはお客様の役員、重要な地位の使用人その他これらに準ずる地位にある者（顧問その他肩書の如何を問わない。）もしくはお客様の経営に実質的な影響力を有する株主（以下、これらの者を総称して「お客様の役員等」という）が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会的運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他暴力、威力、詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人（以下「反社会的勢力」という）ではなく、過去にも反社会的勢力でなかったこと。
  - ②お客様またはお客様の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
  - ③お客様またはお客様の役員等が、反社会的勢力を利用していないこと。
  - ④お客様またはお客様の役員等が、反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供給するなど、反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与していないこと。
  - ⑤お客様自らまたは第三者を利用して、会社または会社の役員、株主、親会社、子会社、関連会社、顧客、取引先その他の関係先（以下、これらを総称して「会社の関係先」という。）に対し、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条各号に定める暴力的要求行為、会社又は第三者に対する法的な責任を超えた不当な要求行為、会社に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為及び偽計又は威力を用いて会社の業務を妨害し、または信用を毀損する行為をしないこと。
2. お客様は、前項に違反し、またはそのおそれがあることが判明した場合には、直ちにその旨を会社に通知する。

#### 第22条（期限の利益の喪失）

お客様が次の各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、会社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとする。

- ①差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申立を受け、又は、公租公課滞納による処分を受けたとき。
- ②会社更生手続の開始、民事再生、破産若しくは競売を申し立てられ、又は、自ら民事再生の開始、会社更生手続の開始若しくは破産の申立をしたとき。
- ③解散決議をしたとき又は死亡したとき。
- ④支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- ⑤被後見人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ⑥資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき会社が認めるとき。
- ⑦前条に違反したとき。
- ⑧その他本約款又はこれに付随して締結する契約の各条項に違反したとき。

#### 第23条（解除）

1. お客様が前条各号のいずれかに該当した場合、会社は何等の通知催告を行うことなく本サービス契約を解除することができるものとする。
2. 前項の解除に伴い、会社はお客様に対し、何ら損害賠償及び損失補償の義務を負わないものとする。

#### 第24条（不可抗力）

天災地変、暴動、ストライキ、輸送機関の事故その他の不可抗力により、本約款に基づく会社の債務の一部若しくは全部につき履行不能が生じた場合、会社はその責を負わないものとする。第25条（権利義務譲渡の禁止）お客様は、本約款に基づく一切の権利義務を会社の書面による事前の承諾なくして第三者に譲渡、又は担保に供してはならないものとする。

旧物件の処分等に関する契約約款  
第1章【総則】

第1条（定義）

1. 契約書兼契約内容確認書（以下「契約確認書」という）に記載のお客 様を「お客様」という
2. 契約確認書に記載の販売店を「会社」という。
3. 契約確認書に記載の契約物件を「契約物件」という。
4. 契約確認書の「撤去品及びその依頼内容」欄、若しくは旧物件一覧 表に記載された物件を「旧物件」という。
5. 旧物件に関するリース契約、クレジット契約、売買契約及びその他の契約を「旧契約」という。
6. 旧契約に基づくリース残金、クレジット残金等、旧契約の解約に要す る債務を「残債務」という。

第2条（信義誠実の原則）

1. お客様は、旧物件がお客様に使用されているものであることを確認する。
2. 会社が、旧物件の撤去等又は残債務の処理等を行い、旧契約におけるリース会社、クレジット会社又は販売店等より旧物件の返還等何らかの要請があったときは、お客様の責任と負担においてこれを解決する ものとする。
3. お客様は、本約款に基づき会社が行う処理について、会社に対して 全面的に協力するものとする。

第3条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めたときに、30 日以上前に乙へ予告することにより、 本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。ただし以下各号の事由に該当する場合、甲は乙へ予告なく本 規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。
  - (1) 内容の変更が極めて軽微なとき
  - (2) 法令等により内容の変更をおこなう場合であって、速やかに変更をおこなう必要があると認められるとき
  - (3) サイバーセキュリティを確保するため又は詐欺その他不正な手段を 用いた侵害行為もしくは公の秩序もしくは善良の風俗に反することが 明らかな行為に対応するため、 速やかに変 更をおこなう必要があると認められるとき
2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、予告期間満了後に乙新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用 する。
3. 本規約は、弊社所定の WEB ページに掲載されています。お客様は、本規約が、契約内容となることを承認するものとします。規約の内容は、本規約の定めにしたがって変更する場合があります。弊所ホームページ <https://www.appdate-hd.co.jp/>で確認をお願いします。

第4条

利用者が本サービスの料金等の支払期日を経過しても支払わない場合、利用者は、遅延期間につき、年 14.6%の割合（日割計算）で計算した 額を、延滞損害金として当社に支払うものとします。延滞損害金は、当社 が指定する方法で支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

第2章【旧物件の処分】

第5条（適用範囲）

本章の規定は、お客様の依頼により、会社がお客様に代わって旧契約 の解約手続及び旧物件の撤去等を行う場合に適用されるものとする。

第6条（解約手続）

会社は、お客様の委任状に基づき、お客様が締結している旧契約の解約手続を行うものとする。

第7条（所有権移転）

1. 旧物件が旧契約の定めによりお客様の所有に属する場合、旧物件の所有権は、契約物件の契約手続が完了した時点で、会社に移転するものとする。但し、お客様が会社に対して旧物件の撤去を依頼しないときは、この限りではないものとする。
2. 旧物件が旧契約の定めによりお客様の所有に属さない場合、会社は、お客様に代わって旧物件を所有権者に返還するものとする。この場合において、旧物件の所有権者の承諾が得られたときは、旧物件の所 有権は会社に移転するものとする。

第8条（撤去・廃棄）

1. 旧物件の撤去は、前条により旧物件の所有権が会社に移転した場 合に行うものとする。
2. 前項の場合、会社は旧物件について、「廃棄物の処理及び清掃に関 する法律」その他関係法令に基づく廃棄の責務を負うものとする。

第3章【旧物件の残債務処理】

第9条（適用範囲）

本章の規定は、お客様の依頼により、会社がお客様に代わって残債務を 処理する場合に適用されるものとする。

第10条（処分方法の委任）

お客様は、残債務の処理方法について会社に一任するものとする。

第11条（残債務処理の費用負担）

お客様は、残債務の処理に必要な費用を負担するものとする。

第12条（残債務処理後の残支払債務）

会社が残債務の処理を完了した後、お客様が旧契約に基づき何らかの 債務をさらに負担していることが判明したときは、お客様が全額これを 負担するものとする。

第4章【旧物件の移設】

第13条（適用範囲）

本章の規定は、お客様の依頼により、会社が旧物件を移設する場合に 適用されるものとする。

第14条（移設）

会社は、お客様の依頼により、旧物件を工事依頼書若しくは旧物件一覧 表に記載の住所に移設するものとする。この場合において、お客様は、 自己の責任をもって旧契約におけるリース会社、クレジット会社又は販 売店等に対して連絡するものとする。

第15条（移動設置時の責任負担）

旧物件の移設に際し、会社の故意又は過失に基づかない障害及び破損 が発生した場合、会社はお客様に対して一切の責任を負わないものとする。

以上

#### クレジットカード支払規約

1. 契約書兼契約内容確認書に記載のお客様（以下「お客様」という）は、メンテナンス料金表に記載したクレジットカードを利用して、コピー キットサービスシステム契約又はカウンターサービスシステム契約に基づく利用料金等（以下「利用料金」という）の支払いを決済する場合、当該クレジットカードの発行会社が定めるクレジットカード会員規約に従い支払うものとします。なお、支払回数は1回払いとします。
2. お客様から利用料金のクレジットカード決済の解約の申し出をしない限り、お客様は毎月の利用料金について毎回継続して前項と同様に支払うものとします。
3. お客様は、お客様がクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、カード利用状況などによってはクレジットカードの発行会社の判断により一方的に利用料金のクレジットカード決済の手続きを解除されても一切の異議を申し立てないものとします。
4. お客様は、前項の理由により利用料金のクレジットカード決済ができなくなった場合、利用料金のクレジットカード決済の可否連絡のため、クレジットカードの発行会社からクレジットカード決済を利用していたサービスの提供会社にその旨通知されることを承諾します。

#### <注意事項>

- ・クレジットカード決済の取扱開始はお申込をいただいた1~2ヶ月後となります。手続完了までは窓口での支払い等、代替のお支払方法となりますのでご了承ください。
- ・クレジットカードをお申込中の場合、入会審査の結果によってはカード支払申込みをお受けできない場合がございます。

以上

#### 違約金 契約約款

契約書兼契約内容確認書（以下「契約確認書」という）に記載のお客様（以下「お客様」という）が、契約確認書に記載の代理店を介してリース会社又はクレジット会社に対して契約物件（以下「契約物件」という）に関するリース契約又はクレジット契約を申込むにあたり、若しくは契約確認書に記載の販売店に対して契約物件に関する売買契約（以下、リース契約及びクレジット契約と総称して「リース契約等」という）を申込むにあたり、以下に記載の内容に同意の上、契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。契約物件の納入設置前に、お客様が本契約を撤回する場合には、お客様は当該販売店に対し、5万円〔営業活動費用、事務手数料の相当額〕を支払うものとする。また、リース契約等の開始前であり、且つ契約物件の納入設置後に本契約を撤回する場合には、お客様は当該販売店に対し、15万円〔営業活動費用、事務手数料、工事代金（契約物件設置工事 代金及び撤去工事費用）の相当額〕及び契約物件の損失費用を支払うものとする。

#### お客様から頂いた情報の利用目的

契約書兼契約内容確認書をご記入頂いたお客様の情報（以下「契約者情報」という。）は、下記の通り利用及び第三者提供させていただきます。

##### (1) 利用する個人データの項目

氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザーID等、本人を特定するための情報、商品の購入履歴、サービスの申込履歴、支払い方法及び支払い状況

##### (2) 利用目的

- ①当社および当社の親会社ならびに親会社の連結子会社（以下「当社グループ会社」といいます。）の取り扱う商品情報等の各種情報の郵便、電子メール、ファクシミリ、電話及び訪問による提供並びに案内
- ②当社グループ会社を取り扱う商品に関する問合せサポート及びアフターサービスの提供
- ③当社グループ会社を取り扱う商品を購入又はお申込みいただいた際の確認
- ④当社グループ会社が行う事業（※）に関する各種料金の請求、収納及び債権保全
- ⑤当社グループ会社が行う事業（※）に関する新商品および新サービスの検討並びに開発
- ⑥当社グループ会社が行う事業（※）のサービス向上のための従業員教育等
- ⑦当社グループ会社が行う事業（※）に関する市場調査その他の調査研究
- ⑧懸賞及びキャンペーン等の実施
- ⑨経営分析のための統計数値作成及び分析結果の利用
- ⑩CSR（企業の社会的責任）に関する活動
- ⑪施設及び機器の管理
- ⑫前各号に係る業務遂行上必要な範囲
- ⑬前各号に定める利用目的を達成するために必要な範囲での当社グループ会社への提供

（※）

事業名	取扱商品・サービス
OA 機器事業	複合機、電話機、PC、LED 照明等オフィス向け機器
回線事業	通信回線、ADSL、携帯電話
CRM 事業	事業者向け総合サービス

##### (3) 個人データを管理する物の氏名・名称

株式会社 AppDate Holdings（本書において「当社」といいます。）  
東京都港区南青山6丁目7番2号

##### (4) 第三者提供

- ①当社は、支払期限を経過したにもかかわらず、当社事業に係る料金等を支払わない企業がある場合や不払い額及び滞納額に争いがある場合等において、そのものの照合、住所、代表者名、争いがある場合はその情報等を、当社事業に係る料金不払いの発生を目的として、当該事業に係る他の事業者に対し提供する場合があります。
- ②当社は、支払期日を経過したにもかかわらず、当社事業に係る料金等を支払わない企業がある場合、滞納料金回収の目的で、滞納料金債権を譲渡し、その譲渡人に対し、料金滞納企業の商号、住所、代表者名、不払い額等の情報等を提供する場合があります。
- ③当社は、契約者情報を、事業の再編、合併、組織改編または営業譲渡等の際のデュー・デリジェンス（企業内容の調査）を目的として、デュー・デリジェンスを行う者に提供する場合があります。
- ④その他、当社が保有する以下に定める情報（以下「指定情報」といいます）を、本方針に記載される利用目的を達成するために必要な範囲で、以下に定める手段または方法（以下「提供手段」といいます）により、当社グループ会社に対して、提供する場合があります。また、開示・提供する場合には、個人情報の保護措置を講じるものとします。なお本郷による第三者への開示・提供に関して、ご本人様の申し出がある場合、第三者への開示・提供を停止させていただきます。  
※指定情報：当社グループ会社が遂行する各事業で取得した個人情報、商品の購入履歴、サービスの利用申し込み履歴、その他書面、電話により取得した又は訪問した際にお客様よりヒアリングした商品またはサービスに関する情報  
※指定方法：ASP サービスを利用した提供、電子メールによる提供及びクラウドサービスを利用した提供

本規約は、申込者が行う事業のために、株式会社 AppDate Holdings（以下「当社」といいます）が提供するホームページの制作（以下、「ホームページ」を「HP」といい、「ホームページの制作」を「HP制作」といいます）、ドメイン取得もしくは移管サービス、ホームページ運営教材の提供サービス（以下、総称して「本サービス」といいます）の提供および利用の条件を定めるものであり、本規約に基づき、申込者と当社間で締結するホームページ契約（以下「本サービス契約」といいます）に適用されるものとします。よって、申込者は、本規約に同意のうえ、申し込みを行うものとします。

#### 第1条（本サービス契約の目的）

申込者は、自己の事業の紹介および商品・サービスの提供をインターネット上で行うため、当社から本サービスの提供を受けることを約し、当社は、これを提供します。

#### 第2条（本サービス契約の成立）

- 1 当社は、申込者が、署名・捺印したホームページ契約申込書（以下「申込書」といいます）の提出をもって、本サービス契約の申し込みを受け付け、必要な審査・手続き等を経た後に当該申し込みを承諾するものとし、当該承諾をもって、本サービス契約が成立するものとします。  
なお、審査は、申込者の与信審査のほか、申込者が制作するHPの内容（コンセプト、写真、掲載文章等）、取扱商品、認可状況等を総合的に判断するものとし、当社の判断に対して異議を述べることはできないものとします。
- 2 前項の定めによる承諾の手続きがなされない場合であっても、当社が申込者より素材の提供を受け、HP制作を開始したときをもって、当該申し込みの承諾をしたものとします。
- 3 申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次ぎを認めるものとします。ただし、本サービスの特定のプラン等、取次ぎ形態で取扱わない場合があります。

#### 第3条（HP制作の請負業務）

- 1 当社は、次の各号のとおり、HP制作およびドメイン取得・移管サービスの業務（以下「請負業務」といいます）を行うものとします。
  - ①HP制作（Web サイトソースコード・データ等）  
申込者が、当社との間で、ホームページ月間サービス利用契約（以下「月間サービス契約」といいます）を締結し、当社より使用許諾を得たHP制作の支援のツール（以下総称して「ツール」といいます）上での動作を前提とします。  
また、申込者より提供を受けた素材（文章データ、写真データ等、以下「申込者素材」といいます）を基礎とし、請負業務の範囲（以下「請負業務範囲」といいます）で、HP制作を行うものとします。  
なお、申込者の指示により、申込者素材以外でのHP制作、または請負業務範囲を超えるHP制作作業が発生する場合、当社は、素材の仕入、作業の項目および別途費用等を提示し、追加費用を請求する場合があります。
  - ②ドメイン取得・移管サービス
    - (1)ドメイン取得サービス  
申込者と当社との間で協議の上、候補となるドメインを決定し、申込者は、申込書にその内容を記載するものとします。  
当社は、速やかに、ドメインの取得申請を行うものとします。ただし、当社は、当該ドメインの取得を保証するものではなく、ドメイン取得に関して、何ら、責任を負わないものとします。なお、ドメイン取得が出来なかった場合、申込者は、速やかに次の候補のドメインを決定し、書面にて、当社に届出なければならないものとします。
    - (2)ドメイン移管サービス  
申込者が、既に取得しているドメインを継続して使用することを希望する場合、申込者は、申込書にその内容を記載するものとします。  
当社は、ドメイン移管のために必要な申請を行うものとします。申込者は、ドメイン移管に必要な書類の作成等、当社に協力をしなければならないものとします。
- 2 当社は、申込者の承諾を得ることなく、自己の責任の範囲内で、第三者に請負業務を再委託することができるものとします。
- 3 HP制作の請負業務範囲は、以下のとおりとなります。
  - ①HPは、レスポンス（パソコン、スマートフォン、タブレット端末など複数の機器による画面表示を最適化し、Web ページの更新作業を簡略化するため、同一の Web ページにより複数の機器に対する表示を変化するように設定する Web デザイン）形態のデザインとなります。
  - ②レスポンス対応には、レイアウト上の制限を受けることがあり、申込者の要望通りのレイアウトとなるとは限りません。
  - ③画像加工は、当社の判断により行うトリミング作業のみとなります。
  - ④申込者がHPに使用される自己の商号、商品またはサービスに係るロゴまたは画像データ等の素材を持っていない場合、当社の判断により、フロント加工等により簡易ロゴの制作を行うことができます。申込者は、簡易ロゴのデザイン等について異議を述べることはできないものとします。
  - ⑤HPに使用される申込者に係る画像または文章等の素材が用意されない場合は、当社の判断により、著作権フリー素材または非表示で対応させて頂く場合があります。
  - ⑥当社が制作する Web ページは、以下となります。以下 Web ページの表題または名称は、変更される可能性があります。Web ページの内容としては、原則として以下のものを含むものとします。  
「1.トップ」「2.店舗紹介」「3.フリー」「4.お問い合わせ」「5.プライバシーポリシー」
  - ⑦「ホームページ 月間サービス利用規約」別紙3に定めるオプションサービスを利用する場合は、それらの条件に従うものとします。

#### 第4条（運営教材の提供）

当社は、申込者に対して、申込者の選択したプランに応じた運営教材を提供するものとします。ただし、運営教材の提供がないプランを用意する場合は、その限りではありません。

#### 第5条（申込者の遵守事項）

- 1 申込者は、当社に対して、次の各号のとおり、義務を負うものとします。
  - ①当社が指定するHP制作に必要な申込者素材を準備し、本サービス契約の申し込み後、速やかに、当社が指定する方法で、当社に提供するものとします。
  - ②申込書により月間サービス契約を締結し、別途、ツールの使用許諾を得ること。また、申込者は当社との間で月間サービス契約を締結し、継続しない限り、HPを継続利用することはできないことを承諾します。  
なお、月間サービス契約の期間満了、解除がされるなど、月間サービス契約が終了し、HPが使用できず、申込者に損害が生じた場合であっても、申込者は、当社に対して、何ら、損害賠償を請求することはできないものとします。
  - ③HPのドメイン取得申請に必要な当社が指定した情報を提供するものとします。
  - ④本規約第12条（Web システム構築費の支払方法）の定めのとおり、申込書に、HP制作の作業開始日までに、支払うべき Web システム構築費の一部または全部の金員を定めた場合、その支払を行うものとします。
- 2 申込者は、当社が受諾した場合を除き、前項各号の義務が全て履行されないかぎり、当社が請負業務を開始しないことを確認し、申込者が前項の義務を履行しなかったことにより、HPの納品日が遅延した場合においても、当社は、一切の責任を負わないものとし、申込者は、当社の債務不履行を主張することはできないものとします。
- 3 本サービスは、会社概要、事業の内容、商品・サービス取引等をインターネット上で情報発信するためのHP制作委託契約が含められ、申込者は、個人（消費者）の利用として、本サービス契約を締結することはできないものとします。

#### 第6条（納品）

- 1 当社は、申込者に対して、申込者と当社との間で別途決定した納品日までに、制作したHP、運営教材を納品するものとします。  
ただし、申込者より、当社が指定する申込者素材の全部または一部の提供がなされず、または申込者素材の提供後、全部または一部の変更の申出がなされるなど、申込者の責任に起因する場合、申込者は、当然に、納品日が延長されることを確認し、当社は、納品日に関して何ら責任を負わないものとします。
- 2 申込者と当社との間で、別途協議を行った上で、当社は、納品日の変更を決定することができるものとします。

#### 第7条（検品）

- 1 申込者は、本規約第6条の納品を受けた後、速やかに納品物を検査し、「検取確認書」を当社に提出しなければならないものとします。次項のほか、申込者が「検取確認書」を当社に提出した日を検取日（以下「検取日」といいます）とします。仮に、納品物に当社の責めによる瑕疵がある場合は、申込者はその旨を速やかに当社に書面にて通知し、当該通知を受けた当社は、当社の責任と費用によって、速やかに申込者の指示に従った対応をするものとし、再度納品を行うものとします。
- 2 納品物の検査が終了した後に、速やかに「検取確認書」の提出がなされず、また、書面による異議がない場合、当該納品物は、検査に合格したと見なすものとします。この場合、納品日をもって検取日とします。

#### 第8条（瑕疵担保責任等）

検収日後、3ヶ月間を納品物の瑕疵担保期間とし、当社は瑕疵担保責任を負うものとします。申込者は、瑕疵担保期間内に、納品物に当社の責めによる隠れたる瑕疵を発見したときは、当社に対して、相当な期間を定めて、その瑕疵の補修を請求することができるものとし、当社は無償で当該補修を行うものとします。ただし、申込者は、その瑕疵による損害賠償、本サービス契約の解除を請求することはできないものとします。

#### 第9条（危険負担）

納品物の所有権および危険負担は、納品をもって、当社より申込者に移転するものとします。ただし、代金の支払が完済されるまで、納品物の所有権は当社に留保されるものとします。

#### 第10条（著作権）

- 1 申込者は、申込者素材が、第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証します。
- 2 当社は、ツールおよび当社が提供した素材が、第三者の著作権、その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証します。
- 3 申込者は、当社が、HP制作に必要な範囲内で、申込者素材の内容・表現またはその題号に変更（拡大、縮小、色調の変更等も含む）を加えることができることを事前に承諾します。申込者は、著作人格権を行使しないものとします。ただし、申込者が当社に対して申込者素材の提供時に、変更が禁止である旨を書面により提示した場合には、この限りではないものとします。
- 4 当社が、HPの納品時に、HPの著作権を申込者に移転するものとします。ただし、当社が提供した素材および当社が第三者より著作権の許諾を得た上でHPに使用した素材（以下総称して「当該著作物」といいます）の著作権は、当社もしくは第三者に留保され、申込者に著作権は移転しないものとします。なお、当社と申込者との間で、月間サービス契約が継続し、申込者が当該著作物をHPに使用する限り、当社は、申込者に対して、無償で、当該著作物の使用を許諾するものとします。

#### 第11条（Webシステム構築費）

申込者は、当社に対して、HP制作の請負業務、ドメイン取得・移管サービス、運営教材の対価（クラウドコンピューティング対応型、以下「Webシステム構築費」といいます）として、申込書に記載したWebシステム構築費を支払うものとします。

#### 第12条（Webシステム構築費の支払方法）

申込者は、申込書に記載したとおり、Webシステム構築費を当社に支払うものとします。

#### 第13条（Webシステム構築費の取扱）

申込者は、いかなる理由においても、Webシステム構築費の返金の請求ができないことに同意します。

#### 第14条（権利義務の譲渡禁止）

申込者は、本サービス契約に基づく権利義務を、当社の書面による承諾なくして第三者に譲渡してはならないものとします。

#### 第15条（守秘義務）

申込者および当社は、取引関係を通じて知り得た相手方の業務上の機密を、相手方の承諾を得ないで、再委託先を除く第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとします。ただし、既に一般に公開され、公知となっている情報についてはこの限りではないものとします。

#### 第16条（個人情報の取扱い）

- 1 当社は、本業務の遂行に関連して、申込者から申込者の保有する個人情報（特定の個人を識別できる情報をいいます。以下同じ。）の取扱いを委託された場合、法令および関係官庁のガイドラインに従って当該個人情報の安全管理に必要な措置を講ずるものとし、当該個人情報につき、再委託先を除く第三者に開示・提供してはならないものとします。
- 2 当社は、前項の個人情報について、本業務を遂行する範囲内でのみ使用し、複製、改変が必要な場合は、事前に申込者から書面による承諾を受けるものとします。

#### 第17条（損害賠償）

申込者および当社は、本サービス契約の履行に関し、自らの責めに帰すべき事由により、相手方に損害を与えたときは、現実生じた通常の損害の範囲で損害を負うものとします。ただし、当社の申込者に対する損害賠償の責任は、本規約第11条（Webシステム構築費）に定めた金額のうち、申込者が支払った金額を上限とし、申込者は、当社に対して、上限の金額を超える損害賠償を請求することはできないものとします。

#### 第18条（本サービス契約の期間）

- 1 本サービス契約の有効期間は、申込日から3ヶ月間とします。ただし、有効期間までにHPの検収が完了しなかった場合は、有効期間を3ヶ月間自動延長するものとし、以後も同様とします。
- 2 申込者が、Webシステム構築費の支払方法を割賦払いとした契約を締結し、HPの検収が完了せず、有効期間満了となった場合、当社は、信販会社に対して、申込者の再審査を行うものとします。申込者は、再審査の手續に協力し、その審査の結果、信販会社の承諾が得られない場合、申込者は、理由いかんにかかわらず、本規約および申込書の支払方法を変更し、当社の承諾を得なければならないものとします。

#### 第19条（本サービス契約の解除）

- 1 申込者および当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、相手方に対して何らの通知、催告を要せず、ただちに本サービス契約の全部または一部を解除することができるものとします。
  - ①本規約および月間サービス契約の規約に違反し、相当な期間を定め、催告したにもかかわらず、是正がなされなるとき。
  - ②本規約第12条（Webシステム構築費の支払方法）に定めたWebシステム構築費の支払いがなされなるとき。
  - ③申込者から、HP制作に必要な申込者素材の提供がなく、申込日より2ヶ月を経過したとき。
  - ④申込者または当社が、月間サービス契約を解除したとき。
  - ⑤監督官庁より、営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消処分を受けたとき。
  - ⑥差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売の申立、破産、民事再生、会社更生の申立があったとき、もしくは清算に入ったとき。
  - ⑦支払停止、支払不能の事由が生じたとき。
  - ⑧財産状態の悪化、またはそのおそれがあることと認められる相当の事由があるとき。
- 2 前項の解除は、申込者もしくは当社の被った損害について、相手方に対する損害賠償の請求をすることを妨げないものとします。
- 3 本サービス契約の終了後といえども、本規約に定める本条第2項、同第8条乃至第13条、同第15条乃至第17条、同第20条乃至第23条の規定の効力は有効に存続するものとします。

#### 第20条（反社会的勢力の排除）

- 1 申込者および当社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という）
  - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用して認められる関係を有すること
  - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与していると認められる関係を有すること
  - ⑥役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 申込者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

3 申込者または当社は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができるものとします。

- ①本条第1項各号の表明が事実と反することが判明したとき
- ②本条第1項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
- ③本条第2項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき

4 前項の規定により本サービス契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならないものとします。

5 本条第3項の規定により本サービス契約が解除された場合には、解除された者は、解除による損害について、その相手方に対し何らの請求もすることができないものとします。

#### 第21条（期限の利益の喪失）

本規約第19条第1項または同第20条第3項の規定により本サービス契約が解除された場合、解除された者は、当然に期限の利益を失い、相手方に対して有する債務をただちに弁済しなければならないものとします。

#### 第22条（合意管轄）

申込者および当社は、本サービス契約に関し、裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第23条（協議決定）

本規約に定めのない事項もしくは本規約の解釈について疑義が生じたときは、申込者および当社は、誠意をもって協議の上決定します。

以上

### ホームページ 月間サービス利用規約

本規約は、株式会社 AppDate Holdings（以下「当社」といいます）が提供する事業者向けのインターネットホームページ制作・運営支援サービスの契約（以下「本サービス契約」といいます）の契約条件を定めた規約となります。よって、本サービス契約の申込者または利用者は、本規約に同意した上で、本サービス契約を申し込み、本規約を遵守し、本サービスを利用しなければなりません。

#### 第1条（定義）

本規約において、用語の定義は次のとおりとします。

- ①本規約とは、利用者が本サービスを利用する条件をいいます。
- ②本サービスとは、当社が、インターネットホームページ制作・運営支援を提供するサービスである「ホームページ」をいいます。
- ③基本プランとは、第3条（本サービスの内容）に定める本サービスにおける各プランまたはその総称をいいます。
- ④申込者とは、本規約に同意し、本サービス契約の申し込みを行う者をいいます。ただし、法人、個人を問わないものとします。
- ⑤利用者とは、当社が、申込者の本サービスに関する申し込み承諾（当社が利用者のアカウントを発行した日）し、本規約に従った本サービス契約を締結された方をいいます。
- ⑥提供ホームページとは、利用者が本サービスを利用し、制作された利用者のホームページをいいます。
- ⑦本サービス料金とは、利用者が当社より本サービスの提供を受ける際の対価をいい、月毎に発生する月間サービス利用料とその他の対価がある場合はその対価の総称をいいます。
- ⑧アカウントとは、ホームページID、メールアドレスおよびFTPアカウント等、当社がサーバーへのアクセス認証を確認するために発行するコードをいいます。
- ⑨パスワードとは、利用者の資格を認証し、サーバーへのアクセス認証等、本サービスを利用する際に必要となるコードをいいます。
- ⑩ドメインとは、ホームページのアドレスや電子メールのアドレスの一部を構成するコードをいいます。
- ⑪付随サービスとは、本サービスに付随するサービスで、本規約を適用する旨を提示し、利用者に提供する商品・サービスをいいます。

#### 第2条（適用範囲）

- 1 当社は、利用者に対して、本規約の定めに従って、本サービスを提供します。
- 2 利用者は、本規約を遵守することを約し、利用者が選択したサービスの提供を受けるものとします。

#### 第3条（本サービスの内容）

1 当社が、本規約に基づき提供する本サービスは、以下のとおりとなります。

- ①ホスティング
- ②独自ドメインメール発行
- ③ツールサポート
- ④簡易更新代行サービス

2 簡易更新代行サービスの提供条件は、以下のとおりとなります。

- ①対象は、当社が制作した提供ホームページに限りです。
- ②1度のご依頼で作業出来る内容は画像追加または変更を1点まで、テキストの追加または変更を500文字までとします。
- ③更新箇所は、1ページ（HTMLファイル1ファイル＝1ページ）までとなります。
- ④画像の加工は、当社判断で行うリサイズ・トリミングのみとなります。
- ⑤画像およびテキストに使用される素材の用意、著作権の確認は利用者が責任をもって行うものとします。
- ⑥納期は、依頼日の翌営業日を起点として6営業日となります。
- ⑦WEBへのアップロードによる納品か、データ納品をお選び頂けます。

3 その他オプションサービスの提供条件は、別紙3のとおりとなります。

#### 第4条（本サービス料金・支払方法）

利用者は、次の各号のとおり、本サービス料金を当社に支払うものとします。

- ①月間サービス利用料  
利用者は、毎月1日付に本サービス契約が継続していることを条件に、契約申込書により選択した基本プランの月間サービス利用料を支払うものとします。
- ②月間サービス利用料の支払方法  
利用者は、当社が利用者のアカウントを発行した日付の翌月1日を月間サービス利用料の課金開始日とし、当社が指定した決済代行会社の支払期日に利用者の銀行口座より引き落とし、当社に月間サービス利用料を支払うものとします。なお、初回引き落としのみ、手続きの関係で2ヶ月分の月間サービス利用料を引き落とすこととします。ただし、支払方法については、別段の定めがある場合はこの限りではないものとします。
- ③決済代行会社の諸手続き  
利用者は、当社が指定する決済代行会社の書類に必要事項を記載および押印し、当社が指定した期日までに、決済代行会社または当社へ当該書類を提出しなければならないものとします。
- ④消費税  
本サービス料金の支払については、利用者は、本サービス料金に消費税相当額を加算した金額を支払うものとします。  
なお、消費税相当額は、利用該当月の税率により計算するものとし、消費税法の改正によって税率に変動が生じた場合は、変動後の税率により計算するものとします。

#### 第5条（申込者および利用者の資格・保証）

申込者および利用者は、事業を営み、日本国に住所または事務所を有する法人、個人であり、本サービスを自己の事業に使用することを保証し、これらの資格がないか、または保証できない方は、本サービスの申し込みも、利用もできないものとします。

#### 第6条（本サービス契約の成立）

- 1 当社は、申込者が、当社所定の本サービス契約申込書に当社所定の情報を記載し、署名・捺印した契約申込書（以下、「申込書」といいます）の提出をもって、本サービス契約の利用申し込みを受け、必要な審査・手続き等を経た後に承諾するものとします。
- 2 申込書の提出にあたっては、当社が指定した第三者による取次ぎを認めるものとします。ただし、本サービスの特定のプラン等、取次ぎ形態で取扱わない場合があります。
- 3 申込書の提出は、当社が認める場合に限り、その他の方法による申し込みに代えることができるものとします。

4 本サービス契約は、本条第1項の承諾をもって成立するか、もしくは、当該承諾がなくとも、当社が利用者のアカウントを発行したとき（以下「利用開始日」といいます）をもって、承諾したものととして成立するものとします。

5 当社は、次の各号に該当する場合には、本サービス契約の申し込みを承諾しないことがあります。

① 当社または第三者（当社が締結するクレジット決済機関）の取引審査の結果、取引開始の承認が下りない場合。

② 本規約第5条（申込者および利用者の資格・保証）に違反するおそれがある場合。

③ 申し込みに係る本サービスの提供または当該サービスに係る装置の保守が技術上著しく困難な場合。

④ 申込者が、本サービス契約上の義務を果たせないおそれがあることが明らかである場合。

⑤ 申込者が、本規約第14条（禁止事項）に該当する行為を行ったことがある場合または行うおそれがある場合。

⑥ 申込書に虚偽の事実を記載した場合。

⑦ 本サービス契約または当社の提供する他の商品、申込者と当社の間で締結している本サービス契約以外の契約において、債務不履行または当社より当該契約の解除がなされていた場合。

⑧ その他前各号に準ずる場合で、当社が本サービス契約の締結を適当でないと判断した場合。

6 前項の規定により、当社が本サービス契約の申し込みを承諾しない場合は、当社に、申込者に対してその旨を告知します。

申込者は、当社の判断に対して、異議を申し出ることにはできないものとします。

#### 第7条（登録情報）

1 申込者は、申込書に、正確な情報を登録しなければならないものとします。仮に、申込者および利用者は、登録した情報に変更・間違いが生じた場合、速やかに、本サービスの変更依頼フォームに必要な事項を記載し、情報の変更手続を行なうものとします。ただし、当社が別途指定した場合、申込者および利用者はその指示に従うものとします。

2 利用者が故意・重大失により登録した情報が誤っていた場合、当社は、自己の判断で、本サービスの提供を停止し、本サービス契約を解除することができるものとします。その場合、利用者は、本サービスの停止または本サービス契約の解除による損害を当社に請求することができないものとします。

#### 第8条（利用者の責務）

1 利用者は、提供ホームページ内に、事業者を特定する情報を表示するものとします。

2 利用者は、本サービスの提供を受ける場合、特定商取引法、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、薬事法、その他関係法令を遵守するものとします。

3 利用者は、本サービスの提供を受け、消費者から受注情報を受け取った場合は、遅滞なくその処理に着手しなければならないものとします。

4 利用者は、本サービスの提供を受けた場合、購入者の氏名および通知に必要な連絡先を記録するものとします。

また、当該注文について、商品名称、数量、対価、付帯費用等、注文内容を特定できる事項を記録するものとします。

5 利用者は、商品・サービスの品質維持およびイメージの維持に尽力し、これを妨げる行為の全てに責任を負うものとします。また、本サービスのブランドを維持するため、

当社は、利用者に対して、必要な範囲内で提供ホームページまたは商品・サービスの是正・改善を求めることができ、

利用者は、当社の指示に従わなければならないものとします。

6 提供ホームページにて、利用者の不注意によって発生した事故および損害は、利用者が全ての責任を負うものとし、当社は、一切の責任を負わないものとします。

7 利用者が本サービスの利用によって、他の本サービス利用者や第三者に対して損害を与えた場合、利用者は、自己の費用と責任をもって解決し、

当社は、一切の責任を負わないものとします。

8 利用者が本規約に違反する行為をしたり、または不正もしくは違法な行為をしたりして、当社に損害を与えた場合、

当社は、利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

#### 第9条（インターネット、その他環境）

1 利用者は、本サービスの利用に際して、コンピュータ機器および通信機器の設置、ソフトウェアおよびインターネット接続業者との契約等、インターネットを接続するために必要な機器および環境を自己の費用と責任において準備するものとします。また、本サービスを利用するために要した電話料金、利用者側で契約されている専用線等の利用料および申請料金等は、利用者または利用者からアカウントの貸与を受けている第三者の負担とします。

2 当社は、本サービスを提供するにあたり、有害となる他のソフトウェアの使用を禁止することがあります。利用者が当該ソフトウェアを用いた場合は、当社が提供する本サービスを停止・中止することがあります。

3 利用者が提供ホームページに付随する機能として、決済代行サービスを利用する場合、利用者は、当社が指定する決済代行サービス事業者との間で、当該対価の回収代行契約を締結する必要があり、代金決済費用を支払う必要があります。

#### 第10条（メール送信）

1 利用者は、基本プラン毎に定めた容量以上の大量の電子メールを送信（メールマガジン配信を含む）することはできないものとします。

また、電子メール受信者から何らかの苦情が発生した場合、当該配信が中止される場合があることを、利用者は、了承するものとし、これについて当社は、一切の責任を負わないものとします。

2 本サービスを通じて送信された電子メールの受信者または通信事業者各社による迷惑メール対策により、利用者が配信した電子メール（メールマガジンを含む）の受信が拒否される場合があることを、利用者は了承するものとし、これについて当社は、一切の責任を負わないものとします。

#### 第11条（ドメイン）

1 利用者の申し込み情報に基づき、当社が代行取得したドメインに関する権利は、申込者に帰属するものとします。

2 当社は、利用者に対するサービス向上のため、事前の通知なくしてドメインの登録および管理を行っている業者を変更することができるものとします。

3 利用者は、本サービス契約の契約期間の満了、解約等により本サービスが終了する場合、契約の終了日の1ヵ月前までに、ドメインの管理を他の指定事業者または利用者自身に変更するものとします。なお、利用者が当該期日までにドメインの管理を変更しない場合、当社は、利用者がドメインを放棄したものと、当該ドメインを廃止することができるものとします。

4 前項に基づくドメインの廃止に関し、当社は、一切の責任を負わないものとします。

5 利用者は、ドメインの各種申請にあたり、次の内容に同意するものとします。

① 利用者から提供される情報は、以下に記載するドメインのレジストリまたはレジストラ（以下「ドメイン管理団体」といいます）が必要とする情報を含んでおり、ドメイン管理団体へ提供することを利用目的としております。

② ドメイン管理団体が必要とする情報の項目、利用目的等についてはドメイン管理団体のウェブページに記載されます。

③ 利用者から提供される情報は、ドメイン名の登録情報として、ドメイン管理団体が提供する情報開示サービスに従い、インターネット上に公開されます。

④ 利用者は、申し込み情報に変更または取り消しがあった場合は、速やかに当社が指定する方法で当社に通知するものとします。

株式会社日本レジストリサービス（JPRS） <http://jprs.jp/info/disclosure/>

MelbourneIT Ltd. <http://www.melbourneit.com.au/>

#### 第12条（当社指定ツールの使用許諾・制限）

1 利用者は、提供ホームページを制作し、運営する目的のみに、本サービスを利用することができるものとします。利用者は、当社の書面による承諾を得ることなく、第三者に本サービスを提供することができないものとします。

2 利用者は、本サービスをリバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、修正、改変し、または本サービスの派生ソフトウェアを作成することはできません。また、利用者は、本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳することはできません。また、利用者は、ツールの構成部分を分離して使用することはできません。

3 本サービス契約は、利用者に対し、当社の商標またはサービスマークの使用、その他関連した権利を許諾するものではありません。

本規約で明記されていない権利については、当社に留保されます。

#### 第13条（基本プランの変更）

1 上位基本プランへの変更を希望する場合、本規約第35条（契約期間）に定めた契約期間内であっても、

利用者は、毎月25日までに当社が別途指定する手続（以下「変更手続」といいます）を行い、当社が承諾することにより、

翌月1日より上位基本プランへの変更をすることができます。なお、上位基本プランとは、利用者が申し込んだ基本プランの月間サービス利用料に比べ、高いまたは同額の月間サービス利用料が設定されている基本プランをいいます。

2 下位基本プランへの変更は、本サービス契約の更新時に限り行うことができるものと、

利用者は、本規約第35条（契約期間）に定めた契約期間の満了月の25日までに当社が別途指定する変更手続を行い、当社が承諾することにより、

翌月1日より下位基本プランへの変更ができます。なお、下位基本プランとは、利用者が申し込んだ基本プランの月間サービス利用料に比べ、低い月間サービス利用料が設定されている基本プランをいいます。

3 当社が前各項の規定により変更手続を承諾した場合、変更を承諾した月の翌月1日から、基本プランの変更の効力が生じるものとします。

4 当社は、変更手続にあたって、バージョンの違いやシステムカスタマイズ等の適応によって、基本プランの変更手続ができないことがあります。  
この場合、当社は、利用者に対して、その旨を通知するものとします。また、基本プランの変更に伴い、当社が作業費用を請求する場合があります。  
この場合は、当社と利用者との協議の上、基本プランの変更手続を進めます。

#### 第14条（禁止事項）

- 1 利用者は、本サービスを利用するにあたり、別紙1に該当するまたはそのおそれがある行為を行ってはならないものとします。
- 2 利用者は、利用者が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業
  - ⑤総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥その他前各号に準ずる者
- 3 利用者は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
  - ①暴力的な要求行為
  - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤その他前各号に準ずる行為

#### 第15条（書証の確認）

当社は、利用者の商品の販売実績に基づく課金を行う基本プランを設定する等、必要がある場合は、利用者に対し、当該商品の販売実績に係る書証の確認を求められることがあるものとします。

#### 第16条（本規約の変更）

- 1 当社が本サービスを通じて随時発表する諸規定は、本規約およびその他当社が定める規約等（以下「その他の規約等」といいます）の一部を構成し、これを優先するものとします。
- 2 当社は、利用者に事前の承諾を得ることなく、いつでも本規約およびその他の規約等を変更することができるものとします。
- 3 本規約に定めのない事項は、その他の規約等の記載事項に従うものとします。
- 4 変更後の本規約およびその他の規約等については、当社が別途定める場合を除いて、本サービスのサイト上に表示された変更日付より効力を発するものとします。

#### 第17条（本サービス・プログラムの変更、追加または廃止）

- 1 当社は、本サービスおよびプログラムの全部または一部をいつでも変更、追加または廃止することができるものとします。  
この場合、本規約第16条（本規約の変更）の規定を準用するものとします。
- 2 当社は、前項による本サービスおよびプログラムの全部もしくは一部の変更、追加または廃止につき、何ら責任を負わないものとします。

#### 第18条（アカウント・パスワードの管理）

利用者は、当社が本サービスの利用に関して付与したアカウント・パスワードについて責任を持って管理するものとし、第三者の不正使用等に起因する全ての損害について責任を負い、当社は、一切責任を負わないものとします。

#### 第19条（情報管理）

- 1 当社は、利用者の要求に従って、有償または無償で、提供ホームページの制作時に使用するための素材（写真・文章など、以下総称して「素材」といいます）を提供するものとし、素材提供が有償サービスとなる場合、当社は、利用者の書面による承諾を得るものとします。  
当社は、当社が提供する素材に関する著作権その他の権利を処理し、もしくは保有していることを保証し、素材を提供ホームページに使用することを許諾します。
- 2 前項の定めにより当社が提供した素材を除き、利用者は、提供ホームページに掲載した情報に関する全ての責任を負うものとします。  
当社は、提供ホームページ上に掲載した情報を監視・削除する義務を負うものではなく、一切責任を負わないものとします。
- 3 本サービスに掲載する利用者に帰属する素材については、利用者の責任において、利用者自身でバックアップを行うなどして管理するものとします。  
当社は、利用者の素材のデータのバックアップ業務の責務を負うものではなく、素材の削除、紛失、破損等による損害に対して、一切責任を負わないものとします。
- 4 本規約第14条（禁止事項）に該当する行為が発覚した場合、当社は、利用者に事前に通知することなく、当社のサーバー内に格納された素材のデータを削除できるものとします。
- 5 本サービス契約の契約期間満了、解約等により本サービスが終了した場合、当社は、利用者に事前に通知することなく、サーバー内の素材のデータを削除できるものとします。
- 6 本条第4項、第5項に基づく素材のデータの削除に関し、当社は、一切の責任を負わないものとし、利用者は、一切の異議申し立て、請求等を行わないものとします。
- 7 本規約第21条（秘密保持）に定める秘密保持義務にかかわらず、当社は、国の機関、地方公共団体等または法令に基づく第三者からの請求より、提供ホームページに関する情報（秘密情報を含む。以下同じ）の提出を求められ、当社が自己の判断により相当と認める場合、提供ホームページに関する情報を提出することができるものとします。

#### 第20条（当社からの通知）

1. 当社は、通知等を行う必要があると判断した場合、電子メール、書面または当社のサイトに掲載する等、当社が適当と判断する方法により随時通知等をするものとします。
2. 当社が前項の通知等を本サービスのサイト上で行う場合は、当該通知等をサイト上に掲載した日をもって、利用者に当該通知等が到達したものとみなします。また、電子メールによって通知等を行う場合には、当社が利用者に対して電子メールを発信した時点をもって、利用者に当該通知等が到達したものとみなします。
3. 利用者が当社に届け出た事項に虚偽、過誤、不備があり、当社からの連絡事項が届かなかったことによる損害について当社は、一切の責任を負わないものとします。当社から利用者への郵送もしくは宅配による連絡の場合は、受け取り拒否、不在、その他の事情による配達物の不着や遅延があったとしても、通常要する期間の後に当該配達物は到着したものとみなします。

#### 第21条（秘密保持）

1. 利用者および当社は、本サービスを利用または提供する上で知り得た、相手方の営業上の情報、技術情報、ノウハウ、経営情報（名称、住所等）等の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密に保持し、本規約第35条（契約期間）に規定する契約期間中はもとより、同期間終了後においても、相手方の書面による事前の承諾なくして、他の利用者または第三者に開示・漏洩、もしくは、本サービスを利用または提供する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、次の情報は、秘密情報にあたりません。
  - ①相手方より開示を受ける際に、すでに自ら所有していたことを立証できるもの。
  - ②第三者から適法に秘密保持義務を負わずに入手したことを立証できるもの。
  - ③相手方より開示を受ける際に、すでに公知公用であったもの。
  - ④相手方より開示を受けた後、自己の故意または過失によらず公知公用となったもの。
  - ⑤相手方より開示された情報によらず、独自に創作・開発したもの。
3. 利用者および当社は、秘密情報につき、第三者から法令に基づき開示が求められた場合には、当該第三者に対し秘密情報を開示することができるものとします。
4. 利用者は、当社が、自己または第三者の商品・サービスを開発、改修等のため、属性を示す統計情報を作成することを目的として、利用者が提供ホームページを通じて得た利用者の顧客情報、取引情報等、サーバーに格納された各種情報を、利用者の承諾を得ることなく使用することを許諾します。

#### 第22条（個人情報の保護）

利用者および当社は、個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報取扱事業者としての義務等を遵守しなければなりません。個人情報の保護を図るため、個人情報の取得、利用、第三者に対する提供等に関し、適正な取り扱いをしなければならないものとします。

#### 第23条（個人情報の収集、利用、提供に関する同意）

1. 利用者は、当社および共同利用者（以下総称して「当社等」といいます）が、次の各号のとおり、個人情報の収集、利用および提供することに関し同意するものとします。ただし、利用者は、当社が、共同利用者の範囲を連結対象会社および持分法適用会社と定め、当該共同利用者の個人データ管理上の責任を負うことに同意するものとします。
  - ①当社が、利用者へ本サービスを提供するため、利用者の個人情報を収集し利用すること。
  - ②当社が、本サービスを提供するうえで、利用者から収集した個人情報が事実と相違ないことを確認するために調査を行うこと。

- ③当社等および当社の提携する会社が本サービスの提供に必要な範囲で、利用者に関する個人情報を相互に利用すること。
  - ④当社等が、新サービスの案内、メンテナンス（障害情報を含む）のお知らせ等、利用者に有益かつ必要と思われる情報の提供のために利用者の個人情報を利用すること。
  - ⑤当社が、本サービスの解約後、業務の遂行上必要となる当社からの問い合わせ、確認をすること。
  - ⑥当社等が、サービス向上にむけた意見収集のために利用者の個人情報を利用すること。
  - ⑦当社が、本サービスを提供するうえで、当社の請負先に対して、利用者の個人情報を提供する場合があること。
  - ⑧当社等が、当社等の実施するキャンペーン等のイベントのお知らせ、アンケート依頼、統計資料の作成等を目的として、利用者の個人情報を利用すること。
2. 利用者は、本規約第21条（秘密保持）に定める秘密保持義務にかかわらず、当社が国の機関または地方公共団体等から要求された場合で当社が相当と認める場合には、利用者の個人情報等を当該機関に当社が開示する場合があることに同意するものとします。

#### 第24条（個人情報の利用、提供の中止の申し出）

利用者は、当社に対して、本規約第23条（個人情報の収集、利用、提供に関する同意）第1項第8号の利用について、所定の手続きに従い利用の停止を申し出ることができるものとします。なお、利用者は、同第1項第1号乃至第7号の同意事項については、本サービスの提供を維持するために必要不可欠な情報であることに鑑み、当社に対して個人情報の利用、提供の中止の申し出を行うことはできないものとします。

#### 第25条（個人情報等の開示、訂正、削除）

- 1 利用者は、当社に対して、所定の手続きをとることにより、当社に登録された自己の個人情報を開示するよう請求することができるものとします。
- 2 利用者は、当社に対して、前項の開示請求に基づき、登録された個人情報に誤りのあることが明らかになった場合、誤情報の訂正または削除の請求ができるものとします。

#### 第26条（著作権）

- 1 利用者は、本サービスに付帯するプログラムに関する著作権その他一切の無体財産権が、当社または第三者に帰属することを確認します。  
また、利用者の依頼により、当社がプログラムにカスタマイズを行った部分も、その著作権その他一切の無体財産権は、当社または第三者に帰属します。
- 2 提供ホームページを制作するにあたり、利用者が提供した素材の著作物は、利用者が権利を保有するか、もしくは利用者の責任において、著作権者より権利処理を行うものとし、利用者は、第三者の権利を侵害しないことを保証します。
- 3 当社が、利用者の依頼により、提供ホームページに提供した素材は、当社が著作権等の権利処理を行うものとします。
- 4 当社が提供した素材、本サービスのシステムを通じて、利用者に提供したテンプレート素材および当社が第三者より、著作権の許諾を得た上で提供した素材（以下総称して「当該著作物」といいます）の著作権は、当社もしくは第三者が著作権を保有し、利用者に著作権を移転しないものとします。なお、当社と利用者との間で、本サービス契約が継続し、利用者が当該著作物をホームページに使用する限り、当社は、利用者に対して、無償で、当該著作物の使用を許諾するものとします。

#### 第27条（メンテナンス）

当社は、本サービスの提供に関し、システムメンテナンスを施す必要を当社が認めた場合には、予め指定した方法で通知することにより、システムメンテナンスを行うことができるものとします。また、システム提供の停止、電気通信回線の異常、その他システム障害が発生した際には、当社は、復旧についての最善の策を取りますが、その期間において、利用者ならびに利用者のショップ利用者が不利益を被ったとしても、当社は、一切の責任を負わないものとします。当社の責めに帰すことが出来ない事由から利用者へ生じた損害、特別の事情から生じた損害、逸失利益、および第三者からの損害賠償請求に基づく利用者の損害等についても、責任を負わないものとします。

#### 第28条（クレーム処理）

- 1 利用者の販売する商品または提供するサービスにおいて、商品の瑕疵、破損、アフターサービスの苦情または取消、解約等に関する利用者の顧客とのトラブルは、利用者が解決するものとし、当社は、何ら責任を負わないものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が利用者の顧客と利用者間の紛争に巻き込まれた場合、当社は、利用者に必要な協力を求めることができるものとし、利用者は、当社に協力をするものとします。

#### 第29条（免責）

- 1 当社は、本サービスのサイトによりアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、プログラミング上の誤りその他の瑕疵のないこと、および特定の目的に適合すること、利用者その他第三者に損害を与えないこと、ならびに使用結果に関する完全性、適格性、正確性、有用性および適法性を保証しません。
- 2 当社は、コンピュータのソフトウェアやサーバー内包ソフトウェアに関して、本規約に規定されていないその他の保証を行いません。
- 3 当社は、利用者による誤操作、使用方法の誤り、メール誤送信等の結果、情報等が破損または滅失したことによる損害、若しくは利用者が本サービスから得た情報等に起因して生じた損害等、利用者および第三者の損害については一切の責任を負わないものとします。
- 4 利用者は、提供ホームページの内容、質、取引の安全、債権回収等の一切につき、自己の責任と費用で対処し当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 本サービスの内容の変更（バージョンアップ等）により、システム上の不具合が発生した場合、利用者の損害については、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 6 当社は、利用者が本サービスの利用または提供ホームページに関して、第三者との間で法律的または社会的な係争関係に置かれた場合でもこれらの係争の一切の責任を負わないものとします。
- 7 当社は、天災、台風、地震、その他の天変地異、戦争、暴動、内乱、法令、規則の改正、政府行為や、通信回線の障害、電気設備の障害、電気通信事業法第8条に定める処置、システムまたは関連設備の修繕保守工事等による運用停止についていかなる責任も負わないものとします。
- 8 当社は、本サービスの利用に供する装置（サーバー等）、ソフトウェアまたは通信網の瑕疵、動作不良、または不具合により、利用者へ損害が生じたときであっても、当社は、一切の責任を負わないものとします。ただし、当社の故意または重大過失が理由で、サーバーが停止した期間に対する月間サービス利用料に関しては、本規約第33条（損害賠償）第2項の定めによるものとします。
- 9 本サービスは、提供ホームページ、メール等のデータ保管を保証するサービスを付帯するものではなく、提供ホームページ、メールのデータ毀損・紛失に対し、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 10 当社の都合により、本サービスの一部または全部を廃止することがあり、その場合、利用者へ生じた損害に関して、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 11 利用者のウィルスフィルタを通じて送受信される電子メールにおけるデータ等について、その完全性、正確性、有用性などに関し、当社は、一切の責任を負わないものとします。なお、当社は、利用者の削除を除く電子メール、その他の各種データ等の消失については、技術的に可能な範囲でデータ等の復旧に努めるものとします。
- 12 ウィルスフィルタは、将来発生し得るものを含む全てのウィルスに対して有効と保証するものではありません。  
また、ウィルスフィルタを通じて送受信される電子メールがウィルス感染と判断された結果、電子メールが送信または受信されないことによって起因する損害を含め、結果的損害、付随的損害および逸失利益に関して当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 13 その他、当社に起因事由のない事項について、当社は、一切の責任を負わないものとします。
- 14 付随サービスについても本条の規定を適用します。

#### 第30条（サービスの停止）

- 1 当社は、利用者が次の各号の一に該当する場合、利用者に対して相当の期間を定めて催告をし、当該期間経過後もなお履行または是正をしない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は、事前に催告することなくただちに本サービスの利用を停止することができるものとします。
  - ①本サービス契約に関して、利用者の申告事項に虚偽の通知または記載、誤記等が判明し、当社が本サービスに支障をきたすと判断した場合。
  - ②本規約第9条（インターネット、その他環境）に定めた本サービスの提供を受けるための環境を準備ができない場合。
  - ③支払期日を経過しても本サービス料金を支払わない場合。
  - ④利用者が未成年、成年被後見人、被保佐人または被補助人（以下「制限能力者」といいます）であった場合、または制限能力者となった場合で法定代理人等による記名押印がなされた同意書または追認書の提出がない場合。
  - ⑤本規約、またはホームページ Web システム構築規約、その他当社が別途定める規約等および法令等に違反した場合。
  - ⑥利用者が本サービスを通じて、商品等を購入した顧客からの苦情が頻繁に発生している場合。その他、消費者の保護の観点から、本サービスの提供停止等の措置が妥当と判断をした場合。
  - ⑦利用者の行為が、本規約第14条（禁止事項）に定める禁止行為に該当すると当社が判断した場合。
  - ⑧利用者が本サービスに関する当社の業務の遂行または当社の設備、機器、システム等に著しい障害を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をした場合。
  - ⑨当社が提供する他のサービス契約を締結している場合において、当該サービスについて利用停止事由が発生した場合、またはこれららの利用を停止された場合。
  - ⑩利用者について、仮差押、差押、競売、競売、破産手続開始、会社更生手続開始、会社更生手続開始等の申立があった場合、または公租公課等の滞納による処分を受けた場合。
  - ⑪その他、本サービスの利用者として不相当であると当社が合理的に判断した場合。

2 本条に基づき本サービスの利用が停止された場合であっても、本サービス契約が解除されるまでの間については、利用者は、料金等の支払義務を免れないものとします。

また、当社は、本条に基づき本サービスの利用停止により利用者に発生した損害について、一切の責任を負わないものとします。

3 本条に定める利用停止事由が解消され、利用者が本サービスの再開を希望する場合、利用者は、所定の再設定費用を負担するものとします。

#### 第31条（サービスの緊急停止）

当社は、利用者側の本サービスの緊急停止要請に関して、原則としてこれを受付けません。本サービスの緊急停止ができなかったことによって利用者が損害を被った場合も、当社は、一切の賠償責任を負わないものとします。

#### 第32条（遅延損害金）

利用者が本サービスの料金等の支払期日を経過しても支払わない場合、利用者は、遅延期間につき、年14.6%の割合（日割計算）で計算した額を、延滞損害金として当社に支払うものとします。延滞損害金は、当社が指定する方法で支払うものとし、振込手数料は利用者の負担とします。

#### 第33条（損害賠償）

1 当社は、利用者に対し、本サービスの利用により発生した一切の損害について、原則としていかなる責任も負わないものとし、

当該損害の賠償をする義務もないものとします。

2 当社の故意または重過失が理由で、サーバーが停止した場合、当社は、サーバー停止期間の月間サービス利用料相当額を上限として損害賠償の責任を負うものとします。

3 本規約第29条（免責）に規定する事由以外で、当社の故意または重過失により、利用者に直接かつ現実に損害が発生した場合、

当社は、損害発生日からさかのぼって過去1ヶ月間に利用者が当社に支払った月間サービス利用料をその賠償額の上限として損害賠償責任を負うものとします。

4 利用者が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社に損害を与えた場合、当社は利用者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。

#### 第34条（権利義務等の譲渡等の禁止）

利用者は、第三者に対し、本サービス契約上の地位の移転、本サービスの提供を受ける権利、月間サービス利用料、注文手数料の支払義務等、本サービスに関連して発生するすべての権利義務の譲渡、売買等の処分、名義変更または契約上の地位もしくは権利義務に対する質権の設定その他担保の提供を行ってはならないものとします。

#### 第35条（契約期間）

本サービス契約の契約期間は、利用開始日から始まり、満了日は契約申込書に準ずるものとします。ただし、当社または利用者より、当該期間満了の前月25日までに書面による予告がないかぎり、同一の条件で、1年間契約期間を延長するものとし、以後も同様とします。

#### 第36条（中途解約）

利用者は、契約期間中は本サービス契約の解約をすることができないものとします。ただし、利用者は、止むを得ない事情がある場合、契約期間満了日までの残存期間に相当する本サービス料金を当社に支払うことによって、本サービス契約を即時解約することができるものとします。

#### 第37条（解除）

1 利用者が次の各号の一に該当する場合、当社は、利用者に催告なく解除できるものとします。なお、当該解除に関する通知は、

利用者が当社に届け出た利用者自身の連絡先への通知をもって利用者には到達したものとみなします。

①本規約に違反し、または本規約第30条（サービスの停止）に該当し、相当な期間の予告をもって、催告したにもかかわらず、是正がなされない場合。

②利用者または第三者から、当社、当社が提携する信販会社または収納会社に苦情があり、当社、当該信販会社または当該収納会社が不適切と判断した場合。

③本規約第14条（禁止事項）に違反、または虚偽の申告をしたことが判明した場合。

④本サービスの運営を妨害した場合。

⑤自ら振り出し、または裏書した手形または小切手が1通でも不渡処分を受けた場合。

⑥租税公課の滞納処分を受けた場合。

⑦自らの債務不履行により、仮差押、仮処分や差押等の強制執行を受けた場合。

⑧任意整理手続が開始された場合、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算の申立がなされた場合。

⑨解散、分割または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議した場合。

⑩監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けた場合。

⑪財産状態の悪化、またはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合。

⑫本サービス料金等の支払い債務の履行を遅滞し、または支払いを拒否した場合。

⑬当社の提供する他の商品、利用者当社間で締結している本サービス契約以外の契約において、当社より当該契約の解除がなされた場合。

2 本条第1項による本サービス契約の解除は、当社の利用者への損害賠償の請求を妨げないものとします。

3 本条第1項により本サービス契約が解除となった場合、利用者は、当然に期限の利益を喪失し、解除月の末日までの利用者が当社に対して負う一切の債務を、

ただちに弁済し、且つ、解除月の翌月から本サービス契約期間満了月までの本サービス料金に相当する金額を違約金として、

ただちに、当社の指定する方法で支払うものとします。また、当社は、利用者から支払われた本サービスに関する一切の料金等を返還しないものとします。

4 本条第1項による本サービス契約の解除に関し、本サービスの全部または一部が利用不可能となることによって、利用者ならびに第三者が被った損害等について、

当社は、一切責任を負わないものとします。

#### 第38条（準拠法）

本サービス契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

#### 第39条（合意管轄裁判所）

本サービスの利用に関して利用者当社間に係争が発生し、訴訟により解決する必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とします。

以上

#### 別紙1 禁止事項

1. 他の利用者のアカウント、パスワードを不正に使用する行為。
2. 著しいアクセスの集中を発生させるウェブサイトの運営および大量に電子メールを送信する等、当社のサーバーに過大な負荷を与える行為等により、当社、サーバーを共有する他の利用者または第三者に迷惑・不利益を与える行為、または本サービスに支障をきたすおそれのある行為。
3. 著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、肖像権、パブリシティ権、プライバシー権その他、第三者の権利を侵害する行為。
4. 当社または第三者に対する差別・誹謗中傷または名誉・信用を毀損する行為。
5. わいせつ等公序良俗に反するもの、青少年に有害と思われるもの、ポルノまたは虐待に関する画像・映像・音声・文字等の掲載および収録媒体等の物品販売等を行う行為。
6. 本規約の定めのほか、当社が別途決定した本サービスによる販売禁止商品およびサービスを販売・提供する行為。
7. 特定商取引に関する法律・銃刀法・麻薬・ワシントン条約その他関連条約等の法令の定め違反するものを販売する行為。
8. 法令で許認可を義務付けられている商品について、必要とされる許認可なしに販売する行為。
9. 商品券・プリペイドカード・印紙・切手・回数券・その他の有価証券等の金券類を販売する行為。
10. 他の本サービス利用者または第三者の個人情報を売買または譲受にあたる行為、またはそれらのおそれのある行為。
11. インターネット上で、商品を販売する画面において、「特定商取引に関する法律に基づく表示」に関する表示を行わない、または虚偽の内容を表示する行為。
12. インターネット上で、商品を販売する画面において、利用者以外の第三者を販売または運用責任者として表示する行為。
13. インターネット上で、商品を販売する画面において、錯誤をあたえるおそれのある内容を表示する行為。
14. インターネット上で、商品を販売する画面において、著しく事実に相違し、または実際のものよりも著しく優良であり、もしくは有利であると人を誤認させるような内容を表示する行為。
15. インターネット上で、商品を販売する画面において、商品価格が円建てであることが不明瞭である内容を表示する行為。
16. インターネット上で、商品を販売する画面における販売条件や商品説明内容と異なる商品を販売または提供する行為。
17. 二重売上・架空売上・売上代金の水増し・売上代金の分割記載・その他不実記載や不当価格、他人名義での売上等、虚偽の売上行為。
18. 現金の立替、過去の売掛金の清算等、本サービスを通じての商品販売に関係のない債権の回収に使用する行為。
19. 日本国外に在住する者へ販売する行為。
20. 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘および運営する行為。
21. 有害なコンピュータプログラムの送信等、当社による本サービスの提供または他の利用者による本サービスの利用に支障を生じさせる行為。
22. コンピュータのソフトウェア、ハードウェア、通信機器の機能を妨害、破壊、制限するようにデザインされたコンピュータウイルス、コンピュータコード、ファイル、プログラム等を頒布する行為。
23. 迷惑メール、スパムメール、無限連鎖講等不特定多数の者に対して、その意思に反し、もっぱら勧誘・営利等を目的とし、電子メール等を利用し情報発信をする行為。
24. 他人になりすまして情報を送信、受信または表示する行為。
25. 他の本サービス利用者、第三者もしくは当社が入力した情報を不正に取得・漏洩・改ざんする行為。
26. 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類以する行為、および公職選挙法に抵触する行為。
27. 第三者に対し、無断で広告・宣伝・宣伝勧誘等の電子メールを送信する行為、受信者が嫌悪感を抱く電子メール（嫌がらせメール）を送信する行為、または犯罪幫助のおそれのある電子メールを送信する行為。
28. 送信元が架空のアドレスによる電子メールを送信する行為、または番号順やアルファベット順等ランダムに生成した電子メールアドレスに対して電子メールを送信する行為。
29. 本サービスを利用したインターネット上での商品販売・サービス提供に関係のない債権の回収に本サービスを利用する行為。
30. 他の本サービス利用者、第三者もしくは当社が入力した情報を不正に取得・漏洩・改ざんする行為。
31. 犯罪を教唆または幫助する商品の販売・サービスの提供を行う行為。
32. 法令に違反する行為や公序良俗に反する行為、もしくはそれを教唆または幫助する行為。
33. 当社の利益に反する行為。
34. 当社が不適切と判断する行為。
35. その他法令に反する行為。
36. その他、当社が取扱を禁止する商品・サービスを販売提供する行為。

以上

## 別紙2 申込者のホームページを当社の事業活動に使用する許諾条件

許諾者（申込時に、申込書にて、ホームページを当社の事業活動に利用することを承諾された申込者が対象となります。以下「許諾者」といいます）は、申込書および本許諾条件に基づき、当社に対して、許諾者のホームページの全部または一部、許諾者の事業所・法人名、代表者名、経歴等を、当社の商品・サービス等の広告・宣伝・営業資料等に使用することを承諾します。

### 第1条（利用許諾）

許諾者は、当社に対し、許諾者のホームページ（以下「本著作物」といいます）につき、当社および当社の子会社（申込日以後に設立する子会社を含む。）が以下に定めた条件に基づき利用することを無償で許諾します。

### 第2条（著作物の変更）

当社が本著作物の内容・表現またはその題号に変更を加える場合、当社は、あらかじめ、許諾者および著作者のいずれか一方または両者の承諾を得るものとします。ただし、本著作物の一部を使用する場合、許諾者の承諾は不要とし、許諾者は、著作者人格権を行使しないものとします。

### 第3条（保証）

1 許諾者は、当社に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものでなく、かつ、合法的なものであることをそれぞれ保証するものとします。  
2 万一本著作物について第三者から権利の主張、異議、苦情、損害賠償請求等が生じた場合には、許諾者の責任にてこれを処理するものとします。

### 第4条（著作物の提供）

許諾者は、第1条の定めに従い、本著作物の全部または一部、その他の情報を当社に提供するものとします。なお、当社が許諾者より書面または電子メールをもって、本著作物の利用に関して報告を求められた場合、当社は、許諾者に対して、速やかに本著作物の利用状況を報告するものとします。

### 第5条（期間）

1 本許諾の期間は、本申込日より1年間とします。  
2 本許諾の期間満了3ヵ月前までに、許諾者もしくは当社が、相手方に対し、文書をもって本許諾終了の意思表示をしないときは、本許諾はさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

### 第6条（中途解除）

許諾者もしくは当社は、本許諾の期間にかかわらず、相手方に対して、書面による3ヶ月前の予告をもって、本許諾を解除することができるものとします。

### 第7条（契約終了後の措置）

本許諾の終了した時点で、本著作物を掲載した書類等に在庫がある場合、当社は、在庫分に限り、当該書類等を利用することができるものとします。

### 第8条（秘密保持）

1 当社および許諾者は、取引を通じて知りえた相手方の業務上の機密を相手方の承諾を得ないで開示または漏洩してはならないものとします。  
2 当社は、許諾者の書面による事前の承諾がないかぎり、許諾者のホームページサイトを經由する売上高、アクセスログを機密情報として取り扱うものとします。

### 第9条（協議）

本許諾に定めのない事項、または本許諾について、当社および許諾者の解釈の異なる事項については双方誠意をもって友好的に協議の上解決するものとします。

### 第10条（管轄）

本許諾について訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### 1 本著作物の内容

許諾者のホームページサイトに掲載されている写真・記事等、全ての情報

#### 2 利用許諾の対象者

当社および当社の子会社（本許諾日以後に設立する子会社を含む。）

#### 3 本著作物の利用許諾に関する事項

##### ①許諾の期間または回数

- (1) 許諾の期間については、第5条記載のとおり
- (2) 許諾の回数については、特に制限を設けません。

##### ②利用許諾地域 日本国内に限ります。

##### ③許諾される利用態様（権利）

- (1) 当社が運営する Web サイトへの複製・公衆送信すること。
- (2) 本著作物を事業・営業活動に使用すること。
  - A. 当社の営業活動に利用するための営業資料への掲載
  - B. その他、当社の事業活動を紹介する資料への掲載

#### 4 その他の利用方法

##### ①許諾の独占・非独占

許諾者の当社に対する上記の利用についての許諾は、非独占的な許諾とします。

##### ②著作者、著作権者表示

許諾者が別途指定するものとします。ただし許諾者の指定がない場合、当社に一任したものとします。

##### ③宣伝・広告・ホームページサイト・本著作物・氏名等使用権、資料の請求権許諾者は、必要な場合、本著作物を使用した資料等の提供を当社に求めることができるものとします。

##### ④著作権侵害に対する対応

第三者が本著作物の著作権を侵害した場合には、当社および許諾者は、互いに協力してこれに対処するものとします。

以上

## 別紙3 オプションサービス提供条件

### ■フリーページ 1ページ追加:

- 1.1 ページ追加し、写真5点以内、テキスト2,500文字以内で作成します。
- 2.画像およびテキストに使用される素材の用意、著作権の確認は利用者が責任をもって行うものとします。
- 3.弊社提供システム内への納品となります。
- 4.制作において画像加工は含まれません。

### ■フリーページ 5ページ追加:

- 1.5 ページ追加し、1ページあたり写真5点以内、テキスト2,500文字以内で作成します。
- 2.画像およびテキストに使用される素材の用意、著作権の確認は利用者が責任をもって行うものとします。
- 3.WEBへのアップロードによる納品か、データ納品をお選び頂けます。
- 4.制作において画像加工は含まれません。

### ■画像加工

- 1.画像3枚の色調・階調・彩度補正とキャッチコピー合成画像を作成します。
- 2.画像およびテキストに使用される素材の用意、著作権の確認は利用者が責任をもって行うものとします。
- 3.WEBへのアップロードによる納品か、データ納品をお選び頂けます。

### ■多言語ページ設定

- 1.Google翻訳ツール(多言語翻訳機能)をホームページに設置します。
- 2.翻訳精度はGoogleに帰属し、必ずしも正確であることを保証するものではありません。
- 3.Googleの仕様変更等により表示または翻訳ができない場合があります。
- 4.Googleのサービスの停止を含む内容の変更が行なわれる事があります。

### ■SNSタイムライン設定

- 1.1回のお申込でTwitter、Facebook、Google+のいずれかのプラグインの設置代行をします。
- 2.Twitter、Facebook、Google+のアカウント登録等の連携に必要な情報の準備は予め利用者で行い、当社へご提出頂く必要があります。
- 3.設置するページはTOPページで、サイズ、配置は当社指定となります。
- 4.WEBへのアップロードによる納品か、データ納品をお選び頂けます。
- 5.仕様によりページに表示されるまで時間を要する場合があります。
- 6.Twitter、Facebook、Google+の仕様変更等により表示できない場合があります。
- 7.Twitter、Facebook、Google+のサービスの停止を含む内容の変更が行なわれる事があります。

### ■ブログ連動(RSS設置)

- 1.1回のお申込で外部ブログ1アカウントのRSSの設置代行を致します。
- 2.外部ブログのアカウント作成を行って頂く必要があります。
- 3.設置するページはTOPページで、サイズ、配置は当社指定となります。
- 4.WEBへのアップロードによる納品か、データ納品をお選び頂けます。
- 5.外部ブログの仕様によりページに表示されるまで時間を要する場合があります。
- 6.外部ブログの仕様変更等により表示できない場合があります。
- 7.外部ブログのサービスの停止を含む内容の変更が行なわれる事があります。
- 8.現時点における対象の外部ブログは下記ですが、正常な稼働を必ずしも保証するものではありません。  
ライブドアブログ、アメーバブログ、JUGEMU、SEESAAブログ、はてなダイアリー、So-netブログ、楽天ブログ、gooブログ、exciteブログ、Yahoo!ブログ、yaplog

### ■カメラマン派遣

- 1.カメラマンを派遣しホームページ制作用の写真撮影を行ないます。
- 2.撮影は10カット迄となります。
- 3.撮影に要する時間は3時間以内となります。

### ■更新内容相談サービス

- 1.本サービスは、利用者のホームページの更新内容に関する相談に対して、電話またはメールで回答するものです。
- 2.対象は、当社が制作した提供ホームページに限ります。
- 3.ホームページへの問い合わせや集客等の結果を保証するサービスではありません。

### ■販促キーワードレポート

- 1.本サービスは、Yahoo!、Googleのキーワードツールを利用した、キーワード(関連含む)の「クリック単価」「検索回数」と、Web解析ツールを利用した競合他社との検索順位比較の報告を行うものです。
- 2.対象は、当社が制作した提供ホームページに限ります。
- 3.本サービスの利用は、月1回までとします。また、利用しない月があっても次月以降へ繰り越すことはできず、販促キーワードレポートを複数回に分割して報告することもできません。
- 4.依頼は、当社が用意する専用のウェブフォームで行うものとします。
- 5.キーワードは、利用者の指定1個と、当社指定1個の計2個とします。
- 6.関連キーワードは、各キーワードツールが抽出した内容とし、当社は、その内容につき、分析・補足説明を行いません。
- 7.競合他社比較は、利用者が指定した1ドメイン+1キーワードとします。
- 8.競合他社比較は、ウェブ解析ツールが抽出した内容とし、当社は、その内容につき、分析・補足説明を行いません。
- 9.本サービスにおけるデータが抽出日その他の要因により変動し得ることを予め承するものとします
- 10.納期は、依頼日の翌営業日を起点として5営業日を目安とします。

以上

## 契約広告申込書 利用規約

### 第1条 (本サービスの内容)

「契約広告申込書」(以下「本サービス」といいます。)は、株式会社 **AppDate Holdings** (以下「当社」といいます。)がお客様に対し、「契約広告申込書 利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき提供するサービスをいいます(本規約に基づきお客様と当社との間で締結される本サービスの利用契約を、以下「利用契約」といいます。)

### 第2条 (契約の成立)

- 1 本サービスの利用を希望するお客様は、本規約に同意の上、当社の定める方法により本サービスの利用を申し込むものとします。
- 2 利用契約は、別に定める場合を除き、当社がおお客様の申し込みを承諾した時点で成立するものとします。  
なお、当社が当該申し込みを承諾したお客様を「本サービス利用者」といいます。
- 3 当社は、第1項の申し込みを、当社が設ける基準に基づき審査するものとし、当社は、お客様に対して理由等を提示することなく、かつ、何らの責任を負うことなく、当該申し込みを承諾しないことがあります。
- 4 本サービス利用者は、自己の責任において、本サービスの利用にあたり必要となる情報等を適切に管理および保管するものとし、これを第三者に利用させてはならず、また、第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。本サービス利用者による管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は本サービス利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

### 第3条 (本サービスの内容)

本サービスの内容は、本契約の別紙に定めるほか、本サービス利用者及び当社が別途合意して定めるものとします。本サービス利用者及び当社が本規約に定める事項と異なる内容について合意した場合には、当該合意内容が優先して適用されるものとします。

### 第4条 (利用料金)

1. 本サービスの利用料金(以下「利用料金」といいます。)は、本サービスに定めるとおりとします。
2. 本サービス利用者は、支払方法登録申込書に定める方法にて、支払うものとします。又は、利用料金を当社の指定する金融機関口座に振込み、支払うものとします。なお、振込支払に要する費用は、本サービス利用者の負担とします。
3. 本サービス利用者が、月の途中で本サービスに申し込み場合、利用料金の日割り計算は行わないものとします。
4. 当社の責めに帰すべき事由によらず、本サービスを使用することができなくなった場合であっても、利用料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は本サービス利用者に対し一切の責任を負わないものとします。
5. 当社は、本サービス利用者が当社に対して支払った利用料金を、理由または名目の如何に関わらず一切返金しないものとします。

### 第5条 (遅延損害金)

当社は、本サービス利用者が前条に基づく利用料金の支払を遅延したときは、本サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

### 第6条 (お問合せ)

本サービス利用者は、当社に対して本サービスに関する問合せを行う場合、当社の別途定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

### 第7条 (本サービス・規約の変更)

1. 当社は、本サービス利用者に対する事前の通知又は承諾を得ることなく、本規約又は本サービスの内容を変更することができるものとします。
2. 当社は、前項に基づき本規約又は本サービスの内容を変更した場合、変更後の本規約又は本サービスの内容を、本サービス利用者に対し当社が指定する方法により通知するものとします。
3. 本規約又は本サービスの内容が変更された場合、本サービス利用者には、変更後の本規約及び本サービスの内容が適用されるものとします。
4. 当社は、本サービスの一部又は全部を予告なく変更又は、中止、廃止等することができるものとします。

### 第8条 (本サービスの中断・停止)

1. 当社は、システム障害またはサーバのメンテナンス等により、本サービスを予告なく中断又は停止することができるものとします。
2. 前項の場合において、当社は、本サービスの提供の中断又は停止によって本サービス利用者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

### 第9条 (禁止事項)

本サービス利用者は、本サービスを利用するにあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- ①第三者又は当社の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ②第三者又は当社の財産若しくはプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為。
- ③第三者又は当社の名誉、信用を毀損し、又は誹謗中傷する行為。
- ④第三者又は当社に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑤関係法令若しくは公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為。
- ⑥申し込み当たって虚偽の事項を記載する行為。
- ⑦他人になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑧猥褻、虐待等、児童及び青少年に悪影響を及ぼす情報、画像、音声、文字、文書等を送信、記載又は掲載する行為
- ⑨犯罪行為又はそれを誘発若しくは扇動する行為
- ⑩当社若しくは他社の設備の利用若しくは運営、又は他の契約者の平均的な利用の範囲に支障を与える行為又は与えるおそれがある行為
- ⑪Googleにおけるアカウントの利用をするうえで同意、承諾する必要のある、Google社が規定する約款、規約、ポリシー等に反するまたはその恐れのある行為。
- ⑫本契約の履行上知り得た当社に関する情報及び他の利用者に不利益な情報を第三者への付与・譲渡すること。
- ⑬当社が行うビジネスモデルを盗用し又は同様のサービスを自ら行い又は、第三者を通じ、当社と競争すること。
- ⑭当社または第三者の知的財産権を侵害し、またはその恐れのある行為。
- ⑮前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為。
- ⑯その他、本規約の規定に違反すると当社が判断する行為及び当社が不適切と判断する行為。

### 第10条 (権利譲渡の禁止)

本サービス利用者は、本サービスの利用に関する権利及び義務の一部又は全部を第三者に譲渡し、又は、担保に供してはならないものとします。

### 第11条 (損害賠償)

本サービス利用者本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当該本サービス利用者は、当社又は第三者が被った損害(逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。)等を全額賠償する責任を負うものとします。

### 第12条 (通知)

1. 当社から本サービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
2. 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日(但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日)に本サービス利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点で本サービス利用者へ到達したものとみなすものとします。
3. 本サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第13条 (利用目的)

当社は、本サービスの利用等を通じて得た本サービス利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用します。

- ①本サービスを提供する場合（利用料金に関する請求を行う場合を含みます）。
- ②本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③本サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧法令の規定に基づく要請がある場合。
- ⑨本サービス利用者から事前の同意を得た場合。

#### 第14条（免責）

1. 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合には、一切責任を負わないものとします。
2. 当社は、本サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者による本サービスの利用について一切の保証を行わず、本サービスの利用に基づき本サービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
3. 通信回線や移動体通信端末機器等による本サービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他当社の責めに帰することのできない事由に基づくシステム障害によって本サービスを利用できなかったことにより本サービス利用者が生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、他の本サービス利用者に対して同一キーワードを設定することができるものとし、他の本サービス利用者が本サービス利用者より上位表示された場合であっても当社は一切責任を負わないものとします。
5. 本サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負わないものとします。

#### 第15条（報告義務）

1. 本サービス利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等（当社の指定する連絡方法を含む）を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
2. 本サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、これに帰因する事象について当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第16条（第三者への委託）

当社は、本サービスの一部又は全部を、本サービス利用者の事前の承諾、又は本サービス利用者への通知を行うことなく、第三者に委託できるものとします。

#### 第17条（著作権等）

1. 本サービスにおいて当社が本サービス利用者へ提供する一切の提供物（本規約、各種制作物、資料等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、別途当社との合意がある場合を除き、当社または当社の指定する第三者に帰属します。
2. 本サービス利用者は、当社に対して、本サービスの利用に関わる本サービス利用者が利用している著作物について、当社または当社のグループ会社が運営するサービスのプロモーションのため、当社が妥当と判断する方法により無償で利用することを許諾します。

#### 第18条（秘密保持）

本サービス利用者は、本サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上の情報、技術情報、ノウハウ等の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を、本サービスを利用する目的以外で利用せず、また如何なる第三者にも開示、漏洩しないものとします。但し、以下の各号に該当する情報については、秘密情報から除くものとします。

- ①知得したときに既に公知であった情報。
- ②知得したときに既に本サービス利用者が所有していた情報。
- ③知得した後に本サービス利用者の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
- ④知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。
- ⑤知得の前後を問わず本サービス利用者が独自に開発した情報。
- ⑥公的機関等から開示が求められた情報。

#### 第19条（本サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

1. 当社は、本サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、本サービスの提供を停止し、または本サービスに関する利用契約を解除することができるものとします。
  - ①本サービス利用者が、本サービスに関する利用料金の支払いを一度でも怠ったとき。
  - ②本サービス利用者が、申し込みにあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
  - ③本サービス利用者が、本規約及び当社との合意内容に違反するおそれがある当社が判断したとき、もしくは違反したとき。
  - ④本サービス利用者が、差押、仮差押、仮処分若しくは競売の申し立てを受け、又は公租公課滞納による処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤本サービス利用者が、会社更生手続の開始、民事再生、破産若しくは競売を申し立てられ、又は自ら民事再生の開始、会社更生手続の開始若しくは破産の申し立てをしたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑥解散決議をしたとき。
  - ⑦支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - ⑧営業を廃止したとき。
  - ⑨資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じた当社が認めるとき。
  - ⑩法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、その恐れがあるとき。
  - ⑪本サービス利用者及び役員が反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
  - ⑫本サービス利用者及び役員が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑬当社が本サービス利用者に対して本サービスを提供することが不適当と判断したとき。
  - ⑭前各号に掲げる事項の他、本サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことにより本サービス利用者へ損害が生じた場合でも、当社は責任を負わないものとします。
3. 第24条に基づく支払債務を履行しない場合、または、前条に基づき、解約の意思表示をしたにもかかわらず、前項の違約金の支払いをしない、または違約金の支払い意思が確認できない場合、当社は、損害賠償金または違約金の回収管理業務を外部に委託することが出来るものとし、これに同意します。

#### 第20条（解約）

本サービス利用者が本サービスの解約を行う場合、本サービス利用者は当社に対して、解約を希望する月の前月末日までに、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。尚、解約日は、本サービス利用者が当該申請を行った日の属する月の翌月末日とします。

#### 第21条（料金等）

1. 本サービス利用者が当社に対して支払った一切の利用料金は、理由の如何を問わず返還しないものとします。
2. 本サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。
3. 本サービスにおいて本サービス利用者が利用する他社サービスが、当社の責めに帰することのできない事由によって一時凍結又はサービス停止になった場合には、当該凍結又は停止中における利用料金を支払うものとします。

#### 第22条（契約期間）

本サービスの契約期間は、本サービス利用者の利用契約が成立した日の属する月を1ヶ月目とし、広告契約申込書の契約期間に準ずるものとします。但し、有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解約の意思表示がない場合は、利用契約は自動的に同一条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とします。

第23条（サービス内容の変更）

当社は、本サービス利用者の承諾を得ることなく、本サービスの利用料金及びサービス内容等を変更することがあります。その場合には、当社に変更後のサービス内容を本サービス利用者に通知するものとし、当該通知後、本サービス利用者が本サービスを利用した場合には、本サービス利用者は、本規約等の変更同意したものとみなします。

第24条（期限の利益の喪失）

本サービス利用者が、第19条第1項に定める各号のいずれかに該当した場合、当然に期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

第25条（合意管轄）

本規約又は本サービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第26条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定および一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第27条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、本サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

以上

## 携帯サポートサービス利用規約(共通)

この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、株式会社 AppDateHoldings（以下、「当社」といいます。）が提供するサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。

### 第1条（サービスの利用）

当社が提供するサービスの利用を希望するお客様は、本規約に同意の上、当社の定める方法によりサービスを利用するための登録（以下「利用登録」といいます。）を行うものとします。尚、利用登録を完了させ、当社が承諾したお客様を「サービス利用者」といいます。

### 第2条（利用料金）

- サービス利用者は、各サービスの料金を、当社の請求に関する業務委託先の指定する金融機関口座に対する振込又はクレジットカード決済等、当社が定める方法にて当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、利用料金支払いに関連して発生する手数料等の費用は、お客様の負担とします。
- サービス利用者が、月の途中で申込み場合、及び、月の途中でサービスに関する利用契約（以下「利用契約」といいます。）が終了した場合、当該月の料金の日割り計算は行われずものとします。
- 当社の責めに帰すべき事由によらず、サービスを使用することができなくなった場合であっても、料金の減額・返還、損害賠償を含め、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 完了日の属する翌月1日を課金開始日とします。課金開始日までは特典の適用がされません。

### 第3条（遅延損害金）

当社は、サービス利用者が利用契約に基づく債務の支払を遅延したときは、サービス利用者に対し支払期日の翌日から完済に至るまで、年率14.6%の割合による遅延損害金を請求することができるものとします。

### 第4条（お問合せ）

サービス利用者は、当社に対してサービスに関する問合せを行う場合、当社の定める方法により当社に対して連絡をするものとします。

### 第5条（サービス・規約の変更）

当社は、本規約の内容を変更するときは、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容並びに変更の効力発生時期を本サービス利用者に対して当社所定の方法にて通知するものとします。

### 第6条（権利譲渡の禁止）

サービス利用者は、当社の書面による事前の承諾なくしてサービス利用者として有する権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡又は担保に供する等一切の処分をしてはならないものとします。

### 第7条（損害賠償）

サービス利用者が本規約の各条項のいずれかに違反したことにより、当社又は第三者に損害を与えた場合には、当社又は第三者が被った損害（逸失利益、訴訟費用及び弁護士費用等を含むがこれに限定されないものとします。）等を全額賠償する責任を負うものとします。

### 第8条（通知）

- 当社からサービス利用者への通知は、書面の送付、電子メールの送信、ファックスの送信、Webサイトへの掲載又はその他当社が適切と判断する方法により行うものとします。
- 前項の通知が書面の送付による場合、当該書面が送付された日の翌々日（但し、その間に法定休日がある場合は法定休日を加算した日）にサービス利用者へ到達したものとみなすものとし、電子メールの送信又はファックスの送信による場合は、当該電子メール若しくは当該ファックスが送信された時点でサービス利用者へ到達したものとみなすものとします。また、前項の通知がWebサイトへの掲載による場合、Webサイトに掲載された時点でサービス利用者へ到達したものとみなすものとします。
- サービス利用者が第1項の通知を確認しなかったことにより不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第9条（利用目的）

当社は、サービス利用者に関する情報を、以下の各号に該当する場合において利用するものとします。

- ① サービスを提供する場合（料金等に関する請求・受付審査等を行う場合を含みます）。
- ② 本規約又は本サービスの変更に関する案内をする場合。
- ③ サービスに関し緊急連絡を要する場合。
- ④ 当社、当社の親会社及び当該親会社の子会社（以下、総称して「当社等」といいます。）が取扱う各種商材に関する案内をする場合。
- ⑤ 当社等が、キャンペーン・アンケートを実施する場合。
- ⑥ マーケティングデータの調査、分析、新たなサービス開発を行う場合。
- ⑦ 当社等及び業務提携企業に提供する統計資料の作成を行う場合。
- ⑧ 法令の規定に基づく場合。
- ⑨ サービス利用者から事前の同意を得た場合。

### 第10条（免責）

- 1 当社は、内乱、火災、洪水、地震、その他の自然災害又は政府の規制等、当社の支配することのできない事由（以下「不可抗力」といいます。）により、本規約の履行の遅滞又は不履行が生じた場合であっても一切責任を負わないものとします。
- 2 当社は、サービスの正確性、有用性、完全性、その他利用者によるサービスの利用について一切の保証を行わず、サービスの利用に基づきサービス利用者が損害を被った場合でも、当該損害を賠償する責任を負わないものとします。
- 3 通信回線や移動体通信端末機器等の障害等によるサービスの中断・遅滞・中止により生じた損害、その他サービスに関してサービス利用者へ生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
4. サービス利用者が本規約等に違反したことによって生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

### 第11条（報告義務）

- 1 サービス利用者が、商号、代表者、住所又は連絡先等を変更する場合、当社に対して速やかに連絡を行うものとします。
- 2 サービス利用者が、前項に記載する変更後の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報の通知を怠った場合は、当社がサービス利用者の変更前の商号、代表者、住所又は連絡先等の契約者情報に発送した書面等は、全て本サービス利用者に対して発送した時点において到着したものとします
- 3 サービス利用者が、前項に基づく連絡を怠った場合、連絡の不履行に基づき生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

### 第12条（第三者への委託）

当社は、サービスに関する業務の一部又は全部を、サービス利用者の事前の承諾、又はサービス利用者への通知を行うことなく、任意の第三者に委託できるものとします。

### 第13条（秘密保持）

サービス利用者は、サービスの利用に関連して知り得た当社の業務上、技術上、販売上の秘密情報を第三者に一切開示、漏洩しないものとします。

### 第14条（サービスの提供の停止及び利用契約の解除）

- 1 当社は、サービス利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、何らの通知、催告を要せず直ちに、サービスの提供の一部又は全部を停止し、もしくは利用契約を解除することができるものとします。
  - ① サービス利用者が、本サービスに関する本料金の支払を一度でも怠ったとき。
  - ② サービス利用者が、第7条に定める行為を行ったとき。
  - ③ サービス利用者が仮差押、差押等の処分を受けたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ④ サービス利用者が、民事再生手続、破産、会社更生等の申立てを行い又は第三者により申立てられたとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
  - ⑤ 解散決議をしたとき又は死亡したとき。

- ⑥支払停止、若しくは支払不能に陥ったとき、又は手形・小切手の不渡りにより金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
- ⑦被後见人、被保佐人又は被補助人の宣告を受けたとき。
- ⑧資産、信用、支払能力等に重大な変更を生じたとき当社が認めたとき。
- ⑨法人格、役員又は幹部社員が民事訴訟又は刑事訴訟の対象（捜査報道がされた場合を含む）となり、当社に不利益を与えたとき、又は、そのおそれがあるとき。
- ⑩反社会的勢力の構成員もしくは関係者であることが判明したとき。
- ⑪サービス利用者が法令に反する行為を行ったとき、過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき、もしくはそれらのおそれがあるとき。
- ⑫サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の本サービスの提供に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。
- ⑬サービス利用者が第13条に違反したとき。
- ⑭当社からサービス利用者に対する連絡が不通となったとき。
- ⑮サービス利用者が申込にあたって虚偽の事項を記載したことが判明したとき、もしくはそのおそれがあるとき。
- ⑯その他、当社がサービス利用者に対してサービスを提供することが不適当と判断したとき。
- ⑰前各号に掲げる事項の他、サービス利用者の責めに帰すべき事由により、当社の業務の遂行に支障をきたし、またはきたすおそれが生じたとき。
- ⑱本規約の規定に違反すると当社が判断したとき又はその他当社がサービス利用者に対してサービスを提供することが不相当と当社が判断したとき。

2 当社は、前項に基づきサービスの一部又は全部の提供を停止したこと、もしくは、利用契約を解除したことによりサービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第15条（サービスの廃止）

- 1 当社は、当社の判断により、サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定によりサービスの全部又は一部を廃止するときは、サービス利用者に対し、廃止する日の1ヶ月前までに、その旨を通知します。
- 3 当社は、サービスの一部又は全部が廃止したことによりサービス利用者に損害が生じた場合でも一切責任を負わないものとします。

#### 第16条（契約期間）

- 1 本サービスの契約期間は完了日の翌月を起算月とし、携帯サポートサービスは2年間、遠隔サポートは最長3年間とします。
- 2 期間満了の1ヶ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、2年毎に自動更新するものとし以後も同様とする。
- 3 自動更新期間中に本サービスを利用された場合、期間終了後の翌月に遡り、その時点を1ヶ月目とし更に2年間の本契約が成立するものとします。ただし遠隔サポートは初回契約期間終了後、1年ごとの自動更新とします。

#### 第17条（解約）

- 1 サービス利用者が、サービスの解約を行う場合、サービス利用者は当社に対して、当社が指定する方法にて解約の申請を行うものとします。  
尚、解約日は、サービスの解約手続きが完了した日の属する月の末日となります。
- 2 理由の如何によらずサービスの契約期間中に解約をした場合、サービス利用者は当社に対して、契約解除料として、「本料金×契約終了期間までの残月数」を、当該契約が終了した日の属する月の翌月末日までに支払うものとします。

#### 第18条（料金等）

- 1 サービス利用者が当社に対して支払った一切の料金は返還されないものとします。
- 2 サービス利用者は、理由の如何を問わず利用契約が終了した場合、当社に対する一切の債務を、利用契約が終了した日の属する月の翌月末日までに当社に対し弁済するものとします。

#### 第19条（キャンセル）

サービスは、クーリングオフ期間(申込日より8日以内)、はキャンセル（無償での契約解除）をする事ができるものとします。お客様（お申込人）にとって、事業（営業）のために、又は事業（営業）としてお申込み頂く場合は、クーリングオフの適用外となります。

#### 第20条（期限の利益の喪失）

サービス利用者が、第16条第1項の各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに支払わなければならないものとします。

#### 第21条（合意管轄）

本規約又はサービスに関連して訴訟が生じた場合は、訴額に応じて、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第22条（信義誠実の原則）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた場合は、サービス利用者と当社が誠意をもって協議し解決を図るものとします。

#### 第23条（法令等の遵守）

サービス利用者は、サービスの利用にあたり、関連法令を遵守するものとします。

### 電話相談サポート・遠隔サポート

#### 第1条（目的）

- (1) 電話相談サポート（以下、「本サービス」といいます。）をご利用になるお客様と当社との間で、本サービスの内容および条件について定めるものです。
- (2) 本サービスをご利用いただくにあたって、お客様は、本規約の全ての条項に同意のうえ、それらを遵守するものとします。
- (3) お客様が本サービスをご利用になる場合、本規約の全ての条項に同意いただけるかどうか、確認させていただくがございます。  
本規約に同意していただけない場合、お客様は本サービスをご利用になることはできません。

#### 第2条（本サービスの対象製品）

- (1) 本サービスの対象製品は、当社にて登録致しました端末に限りです。
- (2) 本サービスは、第(1)項に定める対象製品の操作に関するお客様のお問い合わせに対して、本規約に定める条件にもとづき、電話により解決方法の提示または助言をご提供させていただくサービスです。

### 3. サービスの内容

- (1) お客様による、コールセンター担当者のご指名には対応いたしかねます。
- (2) 当社は、お客様のお問い合わせに対して、遅滞なく本サービスを提供できるよう努力いたしますが、お問い合わせの集中やお問い合わせの内容、性質如何により、提供が遅れる場合がございます。あらかじめご了承ください。  
また、お客様の対象製品の使用状況等によっては、本サービスの有効な提供をいたしかねる場合がございます。
- (3) 当社は、本サービスの提供にあたって、その業務を第三者（以下、「業務委託先」といいます。）に委託する場合がございます。

#### 第3条（免責）

- (1) 本サービスの提供にあたって、当社は、対象製品の操作に関するお客様のお問い合わせに対して、問題解決の支援をいたしますが、お客様にご相談いただいた問題点、不明点等について、完全な解決を保証するものではありません。  
また、本サービスにもとづき提供される情報の正確性、完全性、有用性等について、当社は一切の保証をいたしません。
- (2) 本サービスを利用するにあたって、対象製品に保存、記録されたデータ、プログラムならびに設定内容等は、お客様ご自身の責任、費用、判断においてバックアップをとるものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 当社の責に帰すことができない事由により生じた損害、当社が損害発生の可能性を予見できなかった特別な事情から生じた損害、お客様の逸失利益および第三者からの損害賠償請求にもとづくお客様の損害につきましては、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第4条（本サービス対象外の事項及び提供の中止）

お客様のお問い合わせが以下の(1)～(15)の項目に該当する、またはお客様が(15)～(21)の状態にあると当社が判断した場合、本サービス提供をお断りまたは提供が中止されることに、お客様はあらかじめ同意するものとします。

- (1) 対象製品に関する改善等の要望

- (2) 対象製品以外に関するお問い合わせ
- (3) 対象製品の分解または改造を行ったことによるお問い合わせ
- (4) 本サービス範囲外となるお問い合わせ
- (5) 当社が想定していない使用方法に関するお問い合わせ
- (6) 当社の別途規定する使用条件、動作環境を守らなかったことに起因する不具合についてのお問い合わせ
- (7) 当社または第三者の財産、プライバシー等を害する、または害する恐れのある行為
- (8) 当社または本サービスの提供に従事する者の名誉もしくは信用を毀損する行為、またはその恐れがある行為
- (9) 事実と異なる虚偽の内容に関するお問い合わせ
- (10) 法律、法令または条令に違反する、または違反する恐れのある行為
- (11) 公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為
- (12) 本サービスの提供および運営を妨げると当社が判断した行為
- (13) 第三者または当社に不利益もしくは損害を与える行為、またはその恐れのある行為
- (14) その他当社が不適切と判断する行為
- (15) 本サービスに関して未払いの代金がある場合(支払期限が過ぎたものに限る)
- (16) 合理的な理由無く、当社の指示する作業にご協力いただけない場合
- (17) 購入日、製品情報などに虚偽の申告が判明した場合
- (18) 本サービスの対応が連続的かつ長時間に渡る場合
- (19) 本サービスの対応が本サービスの受付時間外となる場合
- (20) 当社とお客様が係争中の場合
- (21) お客様が対象製品の所有権、使用権その他の権利を有していない場合

#### カスタマーハラスメントについて

問い合わせをいただく際に、お客様のご要望を実現するための手段として、社会通念上相当な範囲を超える行為を行うことはご遠慮ください。

これらの行為があったと当社が判断した場合、対応をお断りさせていただく場合がございます。

更に、当社が悪質と判断した場合には、警察・弁護士等に連絡のうえ、適切な対処をさせていただきます。

- (1) 威迫・脅迫・威嚇行為
- (2) 侮辱、人格を否定する発言
- (3) プライバシー侵害行為
- (4) 保証の範囲を超えた無償修理の要求など、社会通念上過剰なサービス提供の要求
- (5) 合理的理由のない当社への謝罪要求や当社関係者への処罰の要求
- (6) 同じ要望やクレームの過剰な繰り返し等による長時間の拘束行為
- (7) SNS やインターネット上での誹謗中傷

#### 通信端末修理特典

##### 第1条 (概要)

本サービス利用者が所有し、利用する通信機器（スマートフォン、タブレット、フィーチャーフォンをい、以下「対象端末」といいます。）が、偶然な事故により外装の破損、損壊、水濡れ、故障等により生じた損害に関して、一定額を上限として修理代を負担するサービスを行います。

##### 第2条 (対象端末)

- (1) 本サービスに付随関連して本サービス利用者が所有し、利用する通信機器のうち、当社に登録されている1端末で、以下の表の種別、かつ、以下の条件を満たすものを、対象端末とします。
  - ① 本サービス契約締結1ヵ月以内（1ヵ月前の応当日を含みます）に購入された端末
  - ② 本サービス契約締結時に、画面割れ、ケース割れ、水濡れ等がなく、バッテリーが容量が80%を下回っておらず正常に動作している端末
  - ③ 本サービス利用者の所有する端末
- (2) 本サービス申込時に当該端末を対象端末として登録を行います（登録は1端末のみです）。
- (3) 以下のものは、対象端末から除かれます。
  - ① 本サービス利用者が契約締結1ヵ月前（1ヵ月前の応当日を含みません。）に購入した端末
  - ② 対象端末の付属品・消耗品（ACアダプタ・バッテリー・外部記録媒体等）
  - ③ 中古製品として購入された端末
  - ④ 対象端末内のソフトウェア
  - ⑤ レンタル・リースなどの貸借の目的となっている端末
  - ⑥ 過去に当該対象端末を不適切に、修理・加工・改造・過度な装飾がされたと当社が判断した端末
  - ⑦ 第三者の紛失、盗難の被害対象品（違法な拾得物等）である端末
  - ⑧ 日本国外のみで販売されている端末。

##### 第3条 (サービスの範囲)

- ① ライトプラン、ベーシックプラン・ベーシックプラン+の月額料金1,000円以下の場合、修理費用補填額は上限2万円となります。  
PROプラン・EXプラン・スタンダードプラン・ベーシックプランの修理費用補填額は上限10万円となります。  
端末が10万円以下の場合、該当端末の購入価格を上限とする。ただし本体内部全交換を含む全損の場合は該当端末の購入価格の半額とする
- ② PRO・EXプランのみ紛失・盗難、または修理不可能で端末交換が必要な場合は、下記に定める条件を満たした場合、サービス加入時の端末購入価格の50%（10万円を上限とする）を支払います。  
盗難の場合、所轄警察署に盗難届けを提出、受理されておりその証書を当社に提出すること。  
また、通信サービスキャリアにおいてサービスの停止の申し出を行っていることが客観的に確認できた場合かつ新規端末を購入したことがわかる証明書類を当社に提出すること。紛失の場合、所轄警察署に遺失物届を提出、受理されておりその証書を当社に提出すること。  
また、通信サービスキャリアにおいてサービスの停止の申し出を行っていることが客観的に確認できた場合かつ新規端末を購入したことがわかる証明書類を当社に提出すること。  
修理不可能で端末交換が必要な場合は、対象端末のメーカー等での修理が不可能で、対象端末と同等品を購入した状況を指します。  
なお、修理により同等品を本体交換した場合は全損扱いとします。
- ③ ベーシック+プランは、紛失・盗難、または修理不可能で端末交換が必要な場合は、下記に定める条件を満たした場合、対象サービス加入の端末購入価格を上限で支払います。  
盗難の場合、所轄警察署に盗難届けを提出、受理されておりその証書を当社に提出すること。  
また、通信サービスキャリアにおいてサービスの停止の申し出を行っていることが客観的に確認できた場合かつ新規端末を購入したことがわかる証明書類を当社に提出すること。紛失の場合、所轄警察署に遺失物届を提出、受理されておりその証書を当社に提出すること。  
また、通信サービスキャリアにおいてサービスの停止の申し出を行っていることが客観的に確認できた場合かつ新規端末を購入したことがわかる証明書類を当社に提出すること。  
修理不可能で端末交換が必要な場合は、対象端末のメーカー等での修理が不可能で、対象端末と同等品を購入した状況を指します。  
なお、修理により同等品を本体交換(内部全交換)した場合は全損扱いとします。
- ④ ベーシック+プランは、故障時に代替え機をお客様の指定する住所へ送付致します。  
代替え機は2週間以内に弊社へ返却するものとし、その期間内に、該当端末を修理・買換えるものとする。  
なお、代替え機を期間内に返却頂けない、代替え機を破損・紛失した場合、5万円を請求させていただきます。

#### 第4条（本特典利用対象外の事項）

以下のいずれかに該当する場合は特典利用の対象外とさせていただきます。また特典利用後に下記事項が発覚した場合はお支払額を全額返金させていただきます。

- (1) 契約時の該当端末であることが確認できない場合
- (2) 虚偽申告による申請の恐れがある場合。
- (3) 本サービスに関して未払いの代金がある場合(支払期限が過ぎたものに限る)
- (4) 本サービスの提供および運営を妨げると当社が判断した場合
- (5) 公序良俗に反する申告、またはその恐れのある行為があった場合

#### 携帯料金削減コンサルティングサービス

委任者を甲、受任者を乙として、甲乙間において下記の業務を請け負うものとします。

#### 第1条（業務内容）

甲が乙に委託する本件業務の内容は、次の各号のとおりです。

- (1) 携帯料金の削減に関する知識、技術、ノウハウの提供、プランの策定

#### 第2条（報酬）

- (1) 本件業務の報酬は、削減額×契約期間分(12ヶ月～36ヶ月)とします。
- (2) 業務を遂行完了した月の翌々月、乙の指定する方法にて支払うものとする。なお振込手数料は甲の負担とします。